平成30年11月1日発行（奇数月1日発行） 昭和45年1月19日 第3種郵便物認可

ANTA NEWS

vol.243

2018
11·12
november/december

がんばろう！日本

巻頭言
自然災害に負けず安全・安心な旅の提供に取り組もう／ANTA会長
第20回 常任理事会、第11回 支部長連絡会
13府県ふっこう周遊割、北海道ふっこう割を創設
観光庁、「旅行業法施行要領」（通達）の一部改正、
「旅行業者等が住宅宿泊仲介業務を行う際の取扱いについて」（通達）の制定
ANTA主催 苦情対応勉強会
平成30年度 国内旅行業務取扱管理者試験を実施
ツーリズムEXPOジャパン2018 ANTA広報ブースを出展
平成30年度 会員実態調査報告書（その1）
特別寄稿　魅惑の麗しき国ブルネイ
ブルネイダルサラーム特命全権大使 カミラ ハニファ



50th ANTA 新たな50年に向けて
ANTA ALL NIPPON TRAVEL AGENTS ASSOCIATION
ALL NIPPON TRAVEL AGENTS ASSOCIATION
一般社団法人 全国旅行業協会

巻頭言
自然災害に負けず安全・安心な旅の提供に取り組もう／ANTA二階会長 2
協会情報
第20回 常任理事会、第11回 支部長連絡会 ……3・4
観光庁及び13府県が「13府県ふっこう周遊割」を創設……6
観光庁及び北海道が「北海道ふっこう割」制度を創設
平成30年9月12日付で、「旅行業法施行要領」（通達）の一部改正、 ……8・9
「旅行業者等が住宅宿泊仲介業務を行う際の取扱いについて」（通達）の制定（観光庁）
ANTA主催 苦情対応勉強会 ……10
平成30年度 国内旅行業務取扱管理者試験 9月2日に全国9都市13会場で実施 11
平成30年度 旅行業務取扱管理者定期研修 新業法で受講義務化 ……12
全旅協観光復興支援ポスター「でかけよう 関東・京浜」ポスターの作成 12
ツーリズムEXPOジャパン2018 ANTA広報ブースを出展……13
平成30年度 会員実態調査報告書（その1） ……14〜16
支部だより（北海道支部・埼玉県支部・関東地方支部長連絡会）……23〜25
お知らせ（熊本県旅行業協同組合・鹿児島県旅行業協同組合） ……26
観光庁 主要旅行業者の旅行取扱状況速報 ……27
平成30年8月・9月 正会員入会者・退会者 ……36・37
（株）全旅からのお知らせ……38・39
パズルでひと息／全旅協の動き ……40
特別寄稿
魅惑の麗しき国 ブルネイ ……20・21
ブルネイダルサラーム特命全権大使 カミラ ハニファ
コラム
連載「Q&Aで考える旅行法務へのささやかなる接近」（第10回）……29・30
連載「添乗からのメッセージ」（第50回） ……33・34


国家試験（大阪府会場）


常任理事会


支部長連絡会


ツーリズムEXPOジャパン


〈表紙の写真〉
横浜の夜景
横浜港、よこはまコスモワールドを眼下に世界に誇る抜群の湾岸夜景、光の大海原が広がる夢の世界が楽しめる。日本を代表する観光名所「横浜」の所以の一端を窺わせる光景と言える。

［ANTA NEWS］2018年11・12月号
発行元 一般社団法人 全国旅行業協会 〒107-0052 東京都港区赤坂4-2-19 赤坂シャスタイーストビル3階
発行日 平成30年11月1日発行
※本誌掲載の記事、写真、イラストの無断転載を禁じます。

団体旅行を提案する
営業マンの強い味方！
スピーディな対応で
お客様に喜ばれています！
あいみつの連続、複数コース作成依頼にも楽々対応。
行程表・見積書作成時間の短縮でスピードアップ、
提案力の強化で顧客満足度、売上アップ！
目的地を地図から選ぶだけで行程表が完成！
地図使用承認©昭文社第55G013号
■ 拝観入場料の団体料金を計算・観光施設のホームページへリンク
■ 見積書自動作成
■ ワープロ入力はほとんどなし！
■ PDF書き出し可能！
全国の豊富な施設データから検索・選択
地図からも施設検索・ルート確認
コース経路時間を自動検索・計算
行程表完成！
2018年4月現在
業界最大級のデータベース搭載
観光施設データ 約158,000件
道路・移動データ 時間・距離・料金
宿泊施設データ 約19,000件
時刻表データ 鉄道・飛行機・船
学校地点データ 約74,000件
ネットワークに対応した最新版！
旅行業営業支援ネットワークシステム TR.NS
バス運行管理システムSPと連動して使いやすい！
旅行業システムSP
バス料金見積上限下限を引受書に正しく記載！
1回の入力で書類3点が完成！
指示書 引受書 見積書
●「DTS-C1」「DTS-C1D」「DTS-D1A」「DTS-D1D」（富士通製）／ITP-WebService よりCSV出力
●「DTG3」「DTG4」（矢崎製）／SDVシステム よりCSV出力
●「DTG5」「DTG7」（矢崎製）／ESTRA よりCSV出力
CSVデータ 運行実績データ
データ取り込み
バス運行管理システムSP
デジタコのデータを取り込むことができます！
バス運行管理システムSP
商品の詳しい説明や、資料請求・無料デモのお申込みは
株式会社ブロードリーフ
メールでのお問い合せはproduct_info@broadleaf.co.jp
https://www.traveroute.jp/
トラベルート 検索
0120-47-2610
受付時間 9:00〜17:30（土日祝・年末年始を除く）
Copyright ©2018 Broadleaf Co.,Ltd.



第20回常任理事会（平成30年９月26日：福島県郡山市）

第20回常任理事会
第11回支部長連絡会

回国内観光活性化フォーラムinふくしま」の開催準備状況、自然災害への対応、重大事故支援制度への対応について報告、説明がなされた。

引き続いて協議事項に入り、以下の審議が行われた。

第20回常任理事会

第20回常任理事会が、平成30年９月26日（水）14時30分より福島県郡山市のホテル華の湯で開催された。

会議の冒頭、永野末光副会長より開会挨拶がなされた後、来賓の（株）全旅中間幹夫社長より挨拶がなされた。その後、常任委員会報告に移り、各委員長より以下の活動報告がなされた。

［試験研修委員会］ ９月19日開催：①平成30年度定期研修の実施状況及び平成31年度の実施方針について

［苦情弁済委員会］ ８月27日開催：①平成31年度以降の苦情対応勉強会のあり方について、②決議済みの認証申出の一部取下げについて、③認証申出案件について

［指導調査広報委員会］ ７月31日開催：①重大事故支援制度緊急連絡先カードについて、②会員実態調査について、③ツーリズムEXPOジャパン2018へのブース出展について

［総務財務委員会］ ８月28日開催：①平成31年度予算編成の基本方針、②西日本豪雨災害に係る義捐金配分の基本的な考え方

その他、平成30年度国内旅行業務取扱管理者試験の実施状況、「第14



第20回常任理事会（平成30年９月26日：福島県郡山市）

巻頭言



自然災害に負けず安全・安心な旅の提供に取り組もう

一般社団法人 全国旅行業協会
会長 二階俊博

秋も深まって参りました。全国47都道府県の皆様におかれましては、秋の旅行シーズンにおけるお客様への対応に全力で取り組んでおられることと思います。

秋の季節になっても9月上旬の台風21号、9月6日の北海道胆振東部地震、9月下旬の台風24号などによる自然災害が多く発生し、関西国際空港や千歳空港の運用停止などで旅行のキャンセルが多数発生しました。現在、被災地域の交通、生活インフラなどの復旧活動が急ピッチで進められておりますが、我々旅行業界としても、被災地及びその周辺の正確な情報の提供、風評被害の発生防止に努めるとともに、被災地域の一日も早い観光復興のために、送客支援等による協力をしていくことが大切です。

また、政府により被災地域の早期観光復興支援のための「平成30年7月豪雨観光支援事業費補助金」及び「平成30年北海道胆振東部地震観光支援事業費補助金」が拠出され、西日本の「13府県ふっこう周遊割」事業や「北海道ふっこう割事業」が実施されています。これらの制度を活用した被災地域への送客支援等へのご協力をよろしくお願いします。

さて、9月2日には、全国9都市13会場で平成30年度国内旅行業務取扱管理者試験が実施され、多くの受験者が試験に臨み、無事終了することができました。台風の影響を受けることなく実施できたことは誠に幸いでした。この日のための準備や実施運営、監督などの事務に携わった協会関係者の皆さん誠にご苦労様でした。

9月26日、27日には、福島県郡山市において常任理事会と支部長連絡会を開催し、その後、来年2月15日の「第14回国内観光活性化フォーラム」の会場となる「ビッグパレットふくしま」を視察しました。現在、本部・地元実行委員会が懸命に準備を進めておりますので、全国の会員の皆さんの積極的なご参加をお願いします。

10月末には、5年ぶりに第8回日中韓観光大臣会合が中国江蘇省蘇州市で開催されます。東アジアの地理的に近い日中韓の三国が「トライアングル」でしっかり手を結び、観光交流で協力し合うことが重要です。

さらに、来年1月7日から、航空会社、船会社のチケット代金に上乗せされる方法で日本から出国する旅客に対する「国際観光旅客税」が導入されます。この税収は、快適に旅行できる環境の整備、日本の多様な魅力についての情報発信、地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等の3つの旅行・観光分野に活用されることになっています。旅行代金の内訳に含まれ徴収されることになりますので、税制度の内容等について事前に十分ご確認いただき、お客様にご説明してください。

旅行業を取り巻く環境は誠に激しいものではありますが、このようなときこそ全国5600社のANTA会員の皆さんが、力を合わせて旅行業の活性化と安全・安心な旅の提供のために取り組むことが何よりも大切です。

観光が明るくなれば、世の中は必ず明るくなります。全国の会員の皆様の一層の奮起を期待しております。

50th ANTA
新たな50年に向けて

がんばろう！日本

「地旅」で出会う日本の笑顔

でかけよう
関東・京浜



ANTAは送客支援を通じて日本各地の観光振興を応援します

観光復興支援
キャンペーン実施中

正確な情報を提供します
風評被害の払拭に取り組みます
被災地をはじめ日本各地への送客を支援します

全国47都道府県5600の旅行会社が加盟しています
一般社団法人 全国旅行業協会
ALL NIPPON TRAVEL AGENTS ASSOCIATION

後援 観光庁 Japan Tourism Agency



第11回支部長連絡会（平成30年９月27日：福島県郡山市）

1．新規入会申込者（案）

新規入会申込者として、条件なし入会6支部7社、条件付き入会22支部43社の入会申込みについて提案され、協議の結果原案通り承認され、次回の理事会に報告することになった。

第11回支部長連絡会

第11回支部長連絡会が、平成30年9月27日（木）午前8時30分より福島県郡山市のホテル華の湯で開催された。

会議の冒頭、近藤幸二副会長より開会挨拶がなされた後、来賓の（株）全旅中間幹夫社長より挨拶がなされた。

続いて、報告事項に入り、委員会報告がなされた後、本部提出事項として、①平成30年度国内旅行業務取扱管理者試験の実施状況、②「第14回国内観光活性化フォーラムinふくしま」の開催準備状況、③自然災害への対応、④平成31年度（第55回）定時総会の日程等、⑤重大事故支援制度への対応について説明がなされた。

また、（株）旅行ビジネスサポート及び安全サポート（株）より重大事故支援制度等についての説明が行われた後、國谷一男副会長より閉会挨拶がなされ、終了した。



第11回支部長連絡会（平成30年９月27日）


第11回支部長連絡会（平成30年９月27日）

50th ANTA 新たな50年に向けて

がんばろう！日本

「地旅」で出会う日本の笑顔
でかけよう
北海道・東北



—— ANTAは送客支援を通じて日本各地の観光振興を応援します ——



鶴ヶ城　奥入瀬渓流　五大堂　上士幌町アーチ橋　大曲の花火　龍泉洞

全国47都道府県5500の旅行会社が加盟しています
一般社団法人 全国旅行業協会
ALL NIPPON TRAVEL AGENTS ASSOCIATION

後援 観光庁 Japan Tourism Agency

観光庁及び13府県が「13府県ふっこう周遊割」を創設
観光庁及び北海道が「北海道ふっこう割」制度を創設

観光庁が創設した「観光支援事業費補助金」を活用し、平成30年7月豪雨及び平成30年北海道胆振東部地震による風評被害を防止し、観光需要の早期回復を図るため「13府県ふっこう周遊割」制度と「北海道ふっこう割」制度を、それぞれ創設した。

「13府県ふっこう周遊割」の創設

13府県（岐阜・京都・兵庫・鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡）

平成30年6月28日（木）から7月8日（日）にかけて、台風7号及び活発な梅雨前線により、西日本を中心に多くの地域で河川の氾濫や浸水害、土砂災害が発生する甚大な災害が発生し、宿泊キャンセルが相次ぐなど、観光関連産業に非常に大きな影響を及ぼした。

これを受け、観光庁では、今回の豪雨により災害救助法の適用地域となった11府県（岐阜・京都・兵庫・鳥取・島根・岡山・広島・山口・愛媛・高知・福岡）で風評被害を防止し、観光復興を図るため新たに、「平成30年7月豪雨観光支援事業費補助金」を創設し、その後、11府県が共同で、観光支援事業「11府県ふっこう周遊割」事業を行うことが発表された（なお、本制度は9月7日に、支援対象に四国訪問の窓口となる徳島県及び香川県を追加することが閣議決定され、事業の名称も「13府県ふっこう周遊割」に変更された）。

本制度は、旅行者が、対象となる2府県以上、または同一府県における合計2泊以上の連続した宿泊に対して支援金が交付されるものと、ボランティア活動の参加者について対象府県において2泊以上の連続した宿泊に対して支援金が交付されるものの2種類がある。

当協会は、「13府県ふっこう周遊割」による早期の観光復興支援の趣旨に鑑み、支援金の概要や説明会の開催案内、旅行業者向けの配分希望申請等の情報について、支部事務局、ANTAニュースメールを通じて随時、会員に周知を行った。

■<特設サイト>「13府県ふっこう周遊割」お知らせサイト　URL:https://fukkou-shuyu.jp/

「北海道ふっこう割」制度の創設

平成30年9月6日（木）未明、北海道胆振地域東部を震源とする地震（最大震度7、マグニチュード6.7。気象庁は「平成30年北海道胆振東部地震」と命名。）が発生した。この地震により、道内全域で停電が発生し、新千歳空港では設備の破損や停電の発生に伴い終日空港を閉鎖する等、社会インフラにも長期間の大きな影響を及ぼした。

これから始まる紅葉・スキーシーズンを前に、今回の一連の地震災害により、高速道路、新幹線、空港などの交通インフラ、観光施設、観光資源など観光分野への被害が発生し、今後の北海道の各観光地への風評被害の発生が懸念されているところである。

これを受け、観光庁は9月28日に、「元気です 北海道／Welcome! HOKKAIDO, Japan.」キャンペーンを開始すること、旅行商品・宿泊代金を一定額割り引く「北海道ふっこう割」を実施することを発表した。

「北海道ふっこう割」は、北海道全域を目的地とした1泊以上の旅行商品及び宿泊について、最大70%の割引（上限2万円／泊）を旅行者が受けることができるもの。

当協会は、国が推進する「北海道ふっこう割」による早期の観光復興支援の趣旨に鑑み、支援金の概要や説明会の開催案内、旅行業者向けの配分希望申請等の情報について、支部事務局、ANTAニュースメールを通じて随時、会員に周知を行った。

■「北海道観光推進機構」ホームページ　URL:https://www.visit-hokkaido.jp/company/index

平成30年9月12日付で、観光庁が「旅行業者等が住宅宿泊仲介業務を行う際の取扱いについて」（通達）を制定 その他

旅行業法施行要領（通達）の一部改正（観光庁）

観光庁は、旅行業法施行要領を平成30年9月12日付で一部改正した。

本年3月30日の旅行業法施行要領の一部改正において、財務監査を受けていない第1種旅行業の更新登録申請における最近の事業年度の貸借対照表及び損益計算書について、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の確認を受けたことを証明する書類として第2号様式が制定されたが、今回の一部改正により、第2号様式に第1種旅行業者の新規登録申請及び変更登録の際の証明書類が、それぞれ追加された。

様式の詳細については、会員専用ホームページに掲載の旅行業法施行要領をご確認のこと。

旅行業法施行要領（当協会会員専用ホームページ）
http://www.anta.or.jp/mmb/law/data/sekou_youryou_h3009.pdf

旅行業者等が住宅宿泊仲介業務を行う際の取扱いについて（通達）の制定（観光庁）

観光庁は、この度「旅行業者等が住宅宿泊仲介業務を行う際の取扱いについて」を制定した。

平成30年6月15日から住宅宿泊事業法（いわゆる「民泊新法」）が施行され、旅行業法第2条第3項に規定する旅行業務の一つとして「住宅宿泊仲介業務」が新たに追加された。

これを踏まえ、観光庁は、「旅行業者等が住宅宿泊仲介業務を行う際の取扱いについて」（通達）を平成30年9月12日付で以下のとおり制定した。

【旅行業者等が住宅宿泊仲介業務を行う際の取扱いについて】

1.届出住宅の確認

旅行業者又は旅行業者代理業者（以下「旅行業者等」という。）は、宿泊のサービスを提供する者（旅館業法第3条の2第1項に規定する営業者を除く。）と取引を行う際には、旅行業法施行規則第37の9第3号（禁止行為）の規定に則して、当該者が住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をした者であるかどうかの確認を行わなければならない。

2.料金の掲示

旅行業者は、「住宅宿泊仲介業務」を行う際には、事業の開始前に、旅行者及び住宅宿泊事業法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者から収受する旅行業務の取扱いの料金（企画旅行に係るものを除く。）を定め、これをその営業所において旅行者及び住宅宿泊事業者に見やすいように掲示しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

また、旅行業者代理業者は、その営業所において、所属旅行業者が上記の規定により定めた料金を旅行者に見やすいように掲示しなければならない。

3.その他

旅行業者等が住宅宿泊仲介業務を行う際の取扱いについては、「違法民泊物件の仲介等の防止に向けた措置について」（平成29年観観産第607号・通達）に規定するところによる。

4.旅行業協会によるガイドラインの作成

（1）旅行業協会は、上記1から3までに則して、旅行業者等が住宅宿泊仲介業務を行う際の取扱いについて、その作成基準、モデル等を含むガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を速やかに作成するものとする。

（2）ガイドラインは、本通達に則するものでなければならない。

（3）旅行業協会は、ガイドラインを作成したときは、速やかにこれを観光庁に届け出るものとする。

これを受け、当協会及びJATAは、「旅行業（旅行サービス手配業）における民泊の取り扱いに関する指針」を作成し、観光庁に届け出た。

指針は「Ⅰ.はじめに、Ⅱ.住宅宿泊事業法について、Ⅲ.旅行業者等による宿泊契約の締結の仲介について、Ⅳ.旅行広告・取引条件説明書面・契約書面の表示基準等について」で構成される。

詳細については、会員専用ホームページに掲載の「旅行業（旅行サービス手配業）における民泊の取り扱いに関する指針」をご確認のこと。

旅行業（旅行サービス手配業）における民泊の取り扱いに関する指針（当協会会員専用ホームページ）
http://www.anta.or.jp/mmb/guideline/minpaku/data/181012_minpaku_sisin.pdf

取引先への書面の交付に関する指針の策定（全国旅行業協会）

本年1月4日から施行された改正旅行業法により、旅行業者等は旅行者への書面の交付に加えて、新たに「旅行業務に関し取引をする者」に対しても書面の交付が必要となった。（旅行業法第12条の5第3項）

また、新設の旅行サービス手配業者は、「旅行サービス手配業務に関し取引をする者」に対する書面の交付が義務付けられた。（旅行業法第30条）

これらに伴う、書面の交付方法、記載事項等についての確認を前号のANTANEWS2018年9・10月号に掲載したところであるが、当協会及びJATAでは「旅行業務に関し取引をする者」に対する書面の交付について指針を定めた。

指針では、「旅行業者等及び旅行サービス手配業者が旅行サービス提供業者に交付する書面」に関して書面の交付を行う対象、書面の交付時期、交付方法、記載事項、書面を交付したものとして取り扱う場合、書面の交付を要しない手配について、それぞれ定められている。

詳細については、会員専用ホームページに掲載の「取引先への書面の交付に関する指針の策定」をご確認のこと。

当協会は、これを受けホームページ及びANTAニュースメールにて会員への周知を行った。

取引先への書面の交付に関する指針の策定（当協会会員専用ホームページ）
http://www.anta.or.jp/mmb/law/data/201809_torihikisaki_syomen_sisin.pdf

平成30年10月1日以降の植物検疫制度に関するお知らせ（農林水産省植物防疫所）

植物防疫所では、植物を加害する病菌害虫などの侵入を防ぎ、国内の農作物及び緑の資源を守るため、「植物防疫法」に基づいて、外国から送られてくるすべての植物及び植物生産物等についての検疫を行っているが、植物防疫法により、植物を日本へ持ち込むには、輸出国政府機関により発行された検査証明書（Phytosanitary certificate）を添付して、輸入検査を受ける必要がある。

植物検査証明書の取扱いについて、平成30年10月1日以降、検査証明書が添付されていない植物及び植物生産物は、植物防疫法に基づき廃棄処分となることについて、旅行業者への周知依頼がなされた。

当協会は、これを受けホームページ及びANTAニュースメールにて会員への周知を行った。

平成30年10月1日以降の植物検疫制度に関するお知らせ（協力依頼）（当協会会員専用ホームページ）
http://www.anta.or.jp/mmb/news/detail/4881.html

ANTA主催苦情対応勉強会

ANTA主催の苦情対応勉強会を長崎県・茨城県で開催

ANTA苦情対応勉強会が長崎県・茨城県において開催された。

●長崎会場（長崎県建設総合会館）
平成30年9月7日（金）

当日は、35名が参加し、冒頭、岩本公明長崎県支部長より挨拶がなされた後、14時より、勉強会がスタートした。

勉強会の第1部は、中川宜和苦情弁済副委員長（奈良県支部長）が講師となり、苦情対応の基本及び苦情対応の実践について、実例を挟みながら、苦情対応の基本やプロの「旅行業者」としてのお客様への向き合い方等について講義がなされた。

休憩後の第2部では、山本厚弁護士により「そうだったのか！旅行の法律」と題して、Q&A方式で、よくある取消料についての質問、旅行契約に関係する民法・消費者契約法・個人情報保護法などの法律、最近の旅行に関する裁判事例について解説がなされた。

その後、質疑応答及び平成30年7月2日よりサービスが開始された、「会員専用HPへの苦情事例の掲載」について説明がなされ、最後に岩本支部長による挨拶で閉会した。


中川宜和講師（苦情弁済副委員長）


岩本公明長崎県支部長による開会挨拶

●茨城会場（茨城県立青少年会館）
平成30年9月19日（水）

当日は、65名が参加し、冒頭、長山克己茨城県支部長より挨拶がなされた後、13時より、勉強会がスタートした。

勉強会の第1部は、山本厚弁護士により「そうだったのか！旅行の法律」と題して、Q&A方式で、よくある取消料についての質問、旅行契約に関係する民法・消費者契約法・個人情報保護法などの法律、最近の旅行に関する裁判事例について解説がなされた。

その後、質疑応答及び平成30年7月2日よりサービスが開始された、「会員専用HPへの苦情事例の掲載」について説明がなされた後、閉講式が行われ、茨城県旅行業協会の木村進会長により講評が、また、閉会の挨拶が小林美佐夫副会長よりそれぞれなされたのち閉会した。


長山克己茨城県支部長による開会挨拶


山本厚弁護士

今後のANTA苦情対応勉強会の開催は次のとおり。

○栃木県（宇都宮市・ホテルニューイタヤ）
11月28日（水）

○岩手県（盛岡市・アイーナ）
12月20日（木）

復原された中世のお城

青森県八戸市
昭和16年国史跡指定

日本100名城 史跡根城（ねじょう）


見延のしだれ桜


本丸内ー主殿・工房


本丸内ー納屋・奥御殿


大銀杏

根城（ねじょう）は、南北朝時代の南朝方の武将・南部師行が建武元年（1334年）に築城し、以来領地替えにより使われなくなるまでの約300年間、八戸地方の中心でした。

本丸のほか中館、東善寺館など合わせて8つの郭からなる平城で約18万平方メートルの城跡です。

中世から近世にかけて郭全体の復原は全国でも初めての試みとされ、11年間の発掘調査をもとに平成6年オープン。

根城本丸は、城としての機能が最も充実していた安土桃山時代の姿を復原。主殿や工房・納屋・馬屋などの建物が忠実に復原され当時の面影を現代に伝えています。

■開場時間／9:00～17:00（16:30迄入場）
■休場日／月曜日（第一月曜日・祝日除く）、祝日の翌日、年末年始（12月27日～1月4日）
■入館料／大人250円 高大150円 小中学生50円
■場所／八戸市根城字根城47
■アクセス／八戸道八戸ICより車で5分
■お問合せ／史跡根城の広場 電話 0178-41-1726 FAX 0178-41-1756
http://www.hachinohe-cb.jp/nejo/index.html

平成30年度 国内旅行業務取扱管理者試験 9月2日に全国9都市13会場で実施

当協会は、観光庁長官の試験事務代行機関として、本年度の国内旅行業務取扱管理者資格の国家試験を9月2日（日）に全国9都市13会場で実施した。

受験申込者は1万6523名で、試験当日の受験者数は1万4327名（一般受験者1万3550名、一部科目免除者777名）となった。申込者数及び当日受験者数ともに前年度をやや下回った。


愛知県会場


大阪府会場

平成30年度 国内旅行業務取扱管理者試験 実施状況

試験地	区　分	申込者（人）	受験者（人）	欠席者（人）	出席率（%）
北海道	一般	602	524	78	87.0%
	免除	19	18	1	94.7%
	計	621	542	79	87.3%
宮城県	一般	683	597	86	87.4%
	免除	57	56	1	98.2%
	計	740	653	87	88.2%
埼玉県	一般	1,014	879	135	86.7%
	免除	80	77	3	96.3%
	計	1,094	956	138	87.4%
東京都	一般	6,719	5,746	973	85.5%
	免除	276	268	8	97.1%
	計	6,995	6,014	981	86.0%
愛知県	一般	1,612	1,421	191	88.2%
	免除	110	106	4	96.4%
	計	1,722	1,527	195	88.7%
大阪府	一般	3,109	2,677	432	86.1%
	免除	131	125	6	95.4%
	計	3,240	2,802	438	86.5%
広島県	一般	454	382	72	84.1%
	免除	66	63	3	95.5%
	計	520	445	75	85.6%
福岡県	一般	1,305	1,139	166	87.3%
	免除	62	60	2	96.8%
	計	1,367	1,199	168	87.7%
沖縄県	一般	220	185	35	84.1%
	免除	4	4	0	100.0%
	計	224	189	35	84.4%
全国集計	一般	15,718	13,550	2,168	86.2%
	免除	805	777	28	96.5%
	総合計	16,523	14,327	2,196	86.7%

平成30年度 旅行業務取扱管理者 定期研修 新業法で受講義務化

本年1月4日施行の旅行業法の改正により、旅行業者から選任された旅行業務取扱管理者（以下「選任管理者」）について、旅行業務取扱管理者定期研修の受講が義務化された。

旅行業法第11条の2第7項において、旅行業者及び旅行業者代理業者は、選任した管理者について、5年ごとに旅行業務に関する法令、旅程管理その他の旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るため、旅行業協会が実施する研修を受けさせなければならないとしている。

本年度定期研修は、これまでに7都市8会場で開催され、このうち9月20日（木）に高松市会場で100名、10月17日（水）に東京都会場で137名が、それぞれ受講し修了した。


駒井輝男東京都支部長（東京都会場）


西岡宏之香川県支部長（右）（高松市会場）

なお、11月1日現在で受講申込の受付をしている会場は次のとおり。

- **○千葉市**（幕張メッセ 国際会議場）12月12日（水）
- **○金沢市**（金沢勤労者プラザ）11月29日（木）
- **○岐阜市**（OKBふれあい会館）12月20日（木）
- **○福岡市**（天神ビル）11月28日（水）
- **○鹿児島市**（かごしま県民交流センター）12月11日（火）
- **○那覇市**（沖縄産業支援センター）12月6日（木）

全旅協観光復興支援ポスター 「でかけよう 関東・京浜」ポスターの作成

当協会では、平成23年3月に発生した東日本大震災を契機に、自然災害等による被災地をはじめ全国各地の観光地の復興支援を目的に、毎年、観光庁の後援をいただいて地域の観光復興支援ポスターを作成している。今年度も観光復興支援キャンペーンを引き続き実施し、「関東・京浜及び日本各地の観光支援」を目的にポスターの作成を行った。

なお、本ポスターに描かれた「関東・京浜のお祭り」等は、茨城県「日立さくらまつり」、栃木県「日光東照宮・三猿」、群馬県「草津湯もみ娘」、埼玉県「秩父夜祭」、千葉県「矢切の渡し」、東京都「浅草雷門・人力車」、神奈川県「ペリー提督」、山梨県「信玄公祭り」のデザインである。



本ポスターは、当協会各支部、観光関係の政府機関、各自治体、観光団体等700箇所に配布を行い、掲出及び周知の協力を要請していく。また、当協会会員へは本誌と共にカレンダーを同封している。

当協会の観光復興活動の幅広い広報のため、店頭等における掲出にご協力をお願い致します。

ツーリズムEXPOジャパン2018 ANTA広報ブースを出展



今年で5回目となる世界最大級の旅の祭典「ツーリズムEXPOジャパン2018」（主催：（公社）日本観光振興協会、（一社）日本旅行業協会、日本政府観光局）が、平成30年9月20日（木）から9月23日（日）の期間、東京ビッグサイトで開催された。

2014年～2016年の「ホップ・ステップ・ジャンプ」をテーマに掲げた第1ステージに続き、2017年からの第2ステージは、「見つけよう。旅の新しいカタチ」をテーマに、一般プロモーションに加え商談会および展示会での商談機会を拡充して開催された。

同イベントは、「ツーリズムEXPOジャパンフォーラム」、「商談会」、国内・海外の国・企業・団体によるブースが出展される「展示会」、「開会式・閉会式・ウェルカム レセプション」、「顕彰事業」で構成され、このうち展示会は、当協会のブースを含め全国47都道府県と136の国・地域から1,441の企業・団体の出展があり、来場者数の合計は過去最高の207,352人に達した。

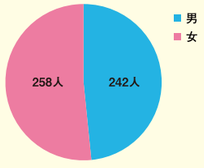
当協会は、ブースを出展し、平成31年2月15日に開催される「第14回国内観光活性化フォーラムinふくしま」のポスターや旅行契約のポイントをまとめた「旅のための安心ガイド」のパネルを掲示するとともに、ツアー登山の手引き「山を歩こう」などを来場者に配布し、当協会の事業についてPRを行った。

また、ブース来訪者に旅行に関する意識調査を実施した。

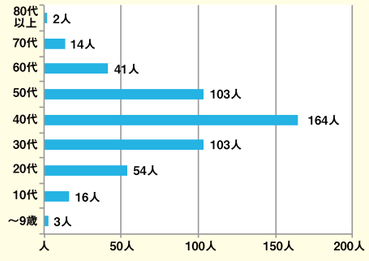
「ツーリズムEXPOジャパン2018」における旅行に関する意識調査の概要

当協会では、平成30年9月20日（木）～23日（日）開催の「ツーリズムEXPOジャパン2018」にANTAブースを出展し、来場者に対して旅行に関するアンケート調査を行った。集計結果は以下の通り。

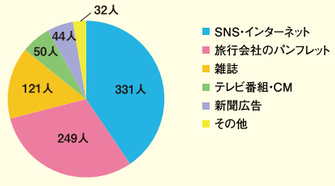
Q1. 性別



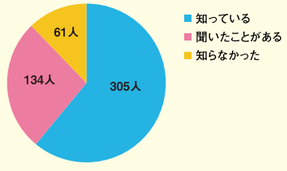
Q2. 年齢



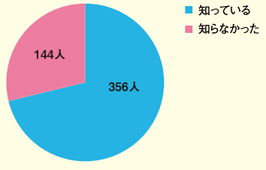
Q3. 旅の情報はどこから得ますか？ ＊複数選択可



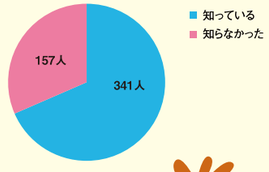
Q4.「旅行業約款」をご存知ですか？



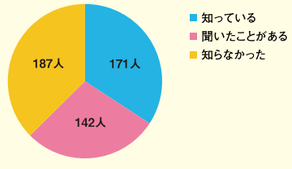
Q5. 旅行契約の成立時期をご存知ですか？



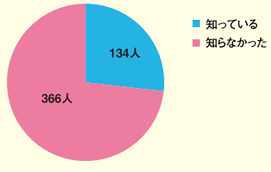
Q6. キャンセル料規程についてご存知ですか？



Q7. これまで ANTA をご存知でしたか？



Q8. ANTAは47都道府県に支部があることをご存知でしたか？





平成30年度 会員実態調査報告書（その1）

（平成30年6月1日調査）　一般社団法人 全国旅行業協会

本調査は当協会に所属する正会員旅行業者5,592社（平成30年6月1日現在）を対象に、各会員の業務状況及び業務内容等の実態を把握するため、平成14年度から実施しているものである。

調査票を送付した5,592社の正会員のうち2,842社から調査票の提出があり、全体の提出率は50.8%となった。（前回調査：平成29年度提出率：51.6%）

提出状況は、第１種会員提出数が32社（第１種会員数59社 提出率：54.2%）、第２種会員提出数が1,319社（第２種会員数2,535社 提出率：52.0%）、第３種会員提出数が1,423社（第３種会員数2,924社 提出率：48.7%）、地域限定会員提出数が49社（地域限定会員数74社 提出率：66.2%）であった。

なお、この集計結果については、本号で設問１～ 14、次号で15 ～ 26までを掲載します。

本調査にご協力いただきました会員の皆様には心より御礼申し上げます。

1. 資本金（2,290社回答）

資本金が2,000万円未満の企業が約7割を占めた。

2. 従業員数

(1) 全従業員数（2,598社回答）

全従業員数は1社平均51.6人（前回調査：61.4人）。

全従業員5人以下がおおよそ半数（49.5%）を占めた。

(2) 旅行部門従業員数（2,161社回答）

旅行業務に従事する従業員は1社平均6.1人（前回調査：6.8人）。

旅行部門が5人以下の会員が全体の7割以上を占めた。

(3) 旅行業務取扱管理者（総合・国内）

旅行業務取扱管理者（総合）の選任管理者は1社平均1.1人、資格保有者は1社平均1.8人。

旅行業務取扱管理者（国内）の選任管理者は1社平均1.1人、資格保有者は1社平均2.1人。

(4) 旅程管理業務主任者（総合・国内）

旅程管理業務主任者（総合）は1社平均1.7人。

旅程管理業務主任者（国内）は1社平均2.5人。

3. 兼業の有無（2,662社回答）

「兼業がある」と回答した会員は1,291社（48.5%）、「兼業がない」と回答した会員は1,371社（51.5%）。なお、「兼業がある」と回答した業種の内訳では、バス事業（486社）、損害保険代理業者（281社）、タクシー・ハイヤー業（135社）の順であった。

4. 旅行契約別の売上比率（手配旅行：企画旅行：他社商品の代理販売）（2,827社回答）

旅行売上高全体を100%としたとき「手配旅行：企画旅行：他社商品の代理販売」全体での平均比率は、手配旅行が43.0%、募集型企画旅行が13.5%、受注型企画旅行が32.9%、他社商品の代理販売が10.6%であった。

5. 手配旅行における国内旅行と海外旅行の売上比率（2,334社回答）

旅行売上高全体を100%としたときの平均比率は、国内旅行の売上が86.6%、海外旅行が13.4%であった。

6. 受注型企画旅行における国内旅行と海外旅行の売上比率（1,921社回答）

旅行売上高全体を100%としたときの平均比率は、国内旅行の売上が86.0%、海外旅行が14.0%であった。

7. 年間の旅行総取扱額（2,736社回答）

年間の旅行総取扱額が2億円未満の企業が2,319社で8割以上を占めた。

8. 年間の旅行総取扱人数（2,722社回答）

年間旅行総取扱人数が1千人未満の企業が約5割を占め、1千人～1万人未満をあわせると全体の約9割であった。

9. 第１種・第２種旅行業者に関する質問

(1) 過去１年間での自社による「募集型企画旅行」の実施（1,341社回答）

「実施した」と回答した会員は854社（63.7%・前回調査：64.0%）であった。

(2) 自社募集型企画旅行商品の他社委託販売契約社数（180社回答）

他社で自社商品の委託販売を行う契約旅行業者数は平均38.4社（前回調査16.4社）であった。

(3) 過去１年間に実施した「募集型企画旅行」の日帰り旅行の内訳（693社回答）

前項（1）で「実施した」とした854社のうち693社の実施した「募集型企画旅行」の日帰り旅行の内訳は、催行回数20回以下が6割を超えるが、平均は73.3回、総取扱人数は101 ～ 200人が17.2%で最も多く、平均は1,983.7人であった。

また、大人1人あたりの旅行代金では、7,501 ～ 10,000円が42.1%で最も多く、平均は9,983.7円となった。

(4) 過去１年間に実施した「募集型企画旅行」の宿泊を伴う旅行の内訳（543社回答）

前項（1）で「実施した」とした854社のうち543社の実施した「募集型企画旅行」の宿泊を伴う旅行の内訳は、催行回数20回以下が8割を占めるが、平均は44.2回、総取扱人数は300人以下が7割を占め、平均は911.3人であった。

また、大人1人あたりの旅行代金では、20,001 ～ 30,000円が35.5%で最も多く、平均は40,947.4円となった。

10. 第３種・地域限定旅行業者に関する質問

(1) 過去１年間での「地域限定の募集型企画旅行」の実施（1,361社回答）

地域限定の募集型企画旅行を「実施した」と回答した会員は143社（10.5%・前回調査：10.6%）であった。

(2) 過去１年間に実施した「地域限定の募集型企画旅行」の日帰り旅行の内訳（123社回答）

前項（1）で「実施した」とした143社のうち123社の実施した「地域限定の募集型企画旅行」の日帰り旅行の内訳は、催行回数5回以下が5割を超えるが、平均は69.0回、総取扱人数は200人以下が約7割を占め、平均は903.4人であった。

また、大人1人あたりの旅行代金では、1～5,000円が約5割を占め、平均は6,608.4円となった。

(3) 過去１年間に実施した「募集型企画旅行」の宿泊を伴う旅行の内訳（56社回答）

前項（1）で「実施した」とした143社のうち56社の実施した「募集型企画旅行」の宿泊を伴う旅行の内訳は、催行回数1～2回が約6割を占め、平均は11.3回、総取扱人数は1～ 50人以下が6割を超えるが、平均は186.2人であった。

また、大人1人あたりの旅行代金では、10,001 ～ 20,000円が約4割を占め、平均は42,555.7円となった。

旅で応援
行こうよ！九州 ANTA

がんばろう！日本



——ANTAは送客支援を通じて熊本・大分・九州の観光復興を応援します——



全国47都道府県5500の旅行会社が加盟しています
一般社団法人 全国旅行業協会
ALL NIPPON TRAVEL AGENTS ASSOCIATION

後援 観光庁 Japan Tourism Agency

11. 過去1年間での「受注型企画旅行」の実施（2,692社回答）

過去1年間に受注型企画旅行を「実施した」と回答した会員は、1,755社（65.2%・前回調査：62.3%）であった。

12. 過去1年間での「着地型旅行」（地旅）の実施（2,725社回答）

過去1年間に着地型旅行（地旅）を「実施した」と回答した会員は、905社（33.2%・前回調査：32.9%）であった。

13. 過去1年間での「海外旅行」の取扱いの有無（2,705社回答）

過去1年間に海外旅行を「取り扱った」と回答した会員は1,345社（49.7%・前回調査：50.3%）となり、そのうち「自社商品のみ」が148社、「他社商品代売のみ」が580社、「自社商品及び他社商品代売」が617社であった。

また、海外旅行を「取り扱った」と回答した1,345社の主な送客国・地域は、台湾が最も多く994社、次いで韓国が742社、ハワイが677社、タイが591社の順であった。

14. 過去1年間での「訪日旅行」（インバウンド）の取扱い（2,744社回答）

過去1年間に訪日旅行を「取り扱った」と回答した会員は378社（13.8%・前回調査13.7%）、「取り扱っていない」は2,228社（81.2%・前回調査80.3%）、「今後取り扱う予定」が138社（5.0%・前回調査6.0%）となった。

また、主な受入国・地域は、中国が168社と最も多く、次いで台湾が163社、タイが84社の順であった。

栃木県・足利市

あしかがフラワーパーク

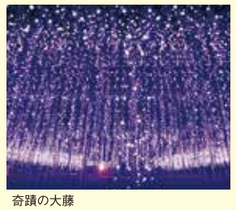
関東最大級450万球に彩られた幻想の世界

「日本夜景遺産」「関東三大イルミネーション」認定

全国的に有名な日本一の藤園。栃木県足利市のあしかがフラワーパークでは2018年10月27日（土）～2019年2月5日（火）の期間、園内を450万球のイルミネーションで彩りフラワーファンタジー「光の花の庭」と題してイベントを開催している。今年で17年目を迎え人気を呼んでいる。漆黒の闇に浮かび上がるイルミネーションは非常に美しく幻想的で毎年イルミネーションを楽しみに60万人以上のお客様が押し寄せ賑わっている。高い山肌に浮かび上がる光の壁画レインボーマジックやスノーワールド、池にそびえたつ高さ25mのイルミネーションタワー。グラデーションに彩られ池に浮かび上がるピラミッド。日本一の藤の園らしく電飾で4色の藤の花を再現しさらに、ローズガーデンにも光のバラが音楽に合わせてパノラマに広がります。ここでしか見れない光の花の庭は、見る側にとっては飽きのこない演出が時の経過を忘れてしまうほど美しい。


フラワーキャッスル


白藤のトンネル


奇蹟の大藤


光のバラ園

【11・12月・1月のご案内】

■休園日：12月31日のみ休園　その他営業
■入園料：昼の部　大人300円～600円　小人200円～300円　夜の部　大人900円　小人500円　※花の咲き具合により料金が変動しますのでお問合わせください。
■営業時間：平日　昼の部9時～15時　夜の部15時30分～21時　土日祝　昼の部9時～15時　夜の部15時30分～21時30分（昼の部と夜の部は入替となります）
■交通のご案内：東北自動車道佐野藤岡ICより車で18分　JR両毛線あしかがフラワーパーク駅より徒歩3分
■住所：〒329-4216
栃木県足利市迫間町607
TEL　0284(91)4939
FAX　0284(91)4587
WEB　http://www.ashikaga.co.jp

全旅協作成 カード型統一外務員証



標　準
〈ピンク〉



国内管理者向け
〈ライトグレー〉



総合管理者向け
〈ライトブラウン〉

本証は、旅行業法施行規則に定める第11号様式（外務員証様式）に加え、旅行業務取扱管理者資格を表示し、有効期間を定めた外務員証です。
・カードサイズは縦5.5×横8.6cmクレジットカードと同じサイズです。・このカード型外務員証は「旅行業務取扱管理者証」としては使用できません。

全国旅行業協会では、当協会の正会員に所属する外務員を対象に、プラスチック製カードタイプの「統一外務員証」の作成事業を行っており、カード型「統一外務員証」の更なる普及を図るため、平成30～32年度まで3年間延長し、利用促進キャンペーンとして、1社につき2枚までの作成を上限に利用促進価格500円（1枚あたり）にてご提供いたします。

このカード型「統一外務員証」は、券面に当協会「ＡＮＴＡ」のロゴマークが入るとともに、旅行業取扱管理者資格の取得により3種類の色別表示［標準（未取得）：ピンク、国内資格：ライトグレー、総合資格：ライトブラウン］がなされた外務員証です。

作成をお申込みの際は、申請書を各所属支部までご提出ください。申請書には、必要事項をご記入くださり、同申請書に外務員の顔写真の貼付及び代表者印を押印のうえ、また、旅行業取扱管理者を取得されている場合は、合格証の写しを添えてお申し込みください。

なお、カード型「統一外務員証」の使用有効期間は、貴社が旅行業登録を更新する有効期間満了日までとなります。

1 発行対象：当協会の正会員に所属する外務員

2 作成費用（会員1社につき）

・2枚作成まで：利用促進価格 1枚あたり 500円（税込）
・3枚作成以降：通常価格 1枚あたり 1,500円（税込）
※ 利用促進価格（500円）でのご提供は、平成22年4月1日から平成33年3月31日までの間に1社につき最初の2枚までの作成を上限としており、3枚目以降の作成は通常価格（1,500円）でのご提供となります。（既に2枚発行している場合は、更新時の申請も通常価格となります。）

3 提出書類

申請書に必要事項をご記入のうえ、次の書類を各所属支部までご提出ください。

①作成申請書（申請書に外務員顔写真を貼付し、代表者印を押したもの）
②旅行業務取扱管理者試験合格証書の写し（資格取得の場合、申請書に併せホチキス綴）

4 外務員証の有効期間

本証は、貴社が旅行業登録を更新登録する有効期間満了日までご使用が可能です。

次期更新登録日までの残存期間が有効期間となります。更新登録日が近づくほど、使用できる期間が少なくなりますので、申請時期には、十分にご注意ください。

ただし、すでに更新登録の手続きが完了し、行政庁より更新登録が認められている場合は、ご申告に基づき、更新後の有効期間満了日として作成することが可能です。

＜申請書作成上のご注意＞

① 申請書の各項目は漏れなく記入してください。また、旅行業登録に関する項目は、行政庁への旅行業登録どおり正確に記入してください。
② 外務員の顔写真及び代表者印は、鮮明なものをご提出してください。なお、代表者印の押印は、セキュリティ上、実印（登記印）ではなく、代表者の役職印（業務印）を推奨します。
③「旅行業務取扱管理者合格証書の写し」が添付なき場合は、標準カードとして取り扱いをさせていただきます。
④ 氏名等の外字に関する取り扱いは、ＪＩＳ第２水準までの文字とさせていただきます。
⑤ 提出書類のご返却はいたしかねますので、必ず控えをお取りください。

※カードの作成期間は約3週間です。

※有効期間内の再発行について
カードの有効期間内に記載内容に変更等が生じた場合、1枚1,000円で再発行いたします。登録事項の変更や氏名変更、資格取得などが対象です。詳しくは下記の問合せ先もしくはURLをご覧ください。

本件に関するお問合先　一般社団法人 全国旅行業協会 本部事務局　経営調査部 カード型外務員証担当　電話 03-6277-8310
カード型外務員証の作成申請書は当協会会員専用ホームページ（http://www.anta.or.jp/mmb/yakudachi/card.html）よりダウンロードしてください。※お申込先は、各所属支部になります。

全旅協（ANTA）正会員であることの広報活動について

カード型外務員証の普及促進

当協会では平成21年4月よりプラスチック製によるカード型外務員証を作成しております。

このカード型外務員証は、券面に当協会「ＡＮＴＡ」のロゴマークが入るとともに、旅行業務取扱管理者資格の取得により3種類の色別表示[標準（未取得）:ピンク、国内資格:ライトグレー、総合資格:ライトブラウン]がなされたものとなります。

従来、当協会で作成していた紙の外務員証につきましては、平成25年3月31日をもって配付が終了したことに伴い、現在、紙の外務員証をご利用いただいている場合、使用できる期間は次回の旅行業登録の更新時までとなり、次回の更新登録以降につきましては、カード型外務員証のみとなります。

また、平成22年4月から8年間の期間（平成30年3月末まで）で実施した利用促進キャンペーンを、平成33年3月31日まで3年間延長して実施することとなりました。1社につき2枚目まではキャンペーン価格の500円で作成できます。（3枚目からは通常価格の1,500円）

カード型外務員証の申請書類は、所属する支部事務局あてにご提出ください。

名刺や封筒へのANTA（全国旅行業協会）正会員の表示について

当協会では、指導調査広報委員会において、当協会の正会員であることの消費者への認知度の向上について、具体的な検討を行ってきました。

本委員会及び地方代表者連絡会での協議にて、会員の旅行業者が当協会の正会員であることを名刺や封筒に表示するとともに、協会会員の営業所に会員証ステッカーを貼ることにより、消費者への信用を高めるとともに認知度の向上に努めることとなりました。

会員証ステッカーについては、平成25年のＡＮＴＡNEWS5・6月号に同封し全会員に発送しましたが、今後、名刺や封筒を作成する際には、下記の記載例を参考に協会名をご活用のほど、よろしくお願いいたします。

当協会ロゴマーク及び名刺、封筒用のロゴマークデータは、会員専用ホームページよりダウンロードできます。是非ご活用ください。

名刺表示例（その1）

株式会社 ANTAトラベル
東京都知事登録第○－○○号　ＡＮＴＡ正会員
全　旅　太　郎
〒107-0052
東京都港区赤坂4-2-19　赤坂シャスタイーストビル3F
TEL.00-0000-000　FAX. 00-0000-000
E-mail：antaanta@anta.jp
HP：http://www.anta.jp

名刺表示例（その2）

株式会社 ANTAトラベル
東京都知事登録第○－○○号　（一社）全国旅行業協会正会員
全　旅　太　郎
〒107-0052
東京都港区赤坂4-2-19　赤坂シャスタイーストビル3F
TEL.00-0000-000　FAX. 00-0000-000
E-mail：antaanta@anta.jp
HP：http://www.anta.jp

名刺表示例（その3）

東京都知事登録第○－○○号
株式会社 ANTAトラベル
全　旅　太　郎
〒107-0052
東京都港区赤坂4-2-19　赤坂シャスタイーストビル3F
TEL.00-0000-000　FAX.00-0000-000
E-mail：antaanta@anta.jp
HP：http://www.anta.jp

ANTA正会員であることの記載をしてください

封筒表示例（その1）

□□□-□□□□
〒107-0052
東京都港区赤坂4-2-19　赤坂シャスタイーストビル3F
株式会社 ANTAトラベル
東京都知事登録第○－○○号　（一社）全国旅行業協会正会員
TEL.00-0000-000　FAX. 00-0000-000

封筒表示例（その2）

□□□-□□□□
〒107-0052
東京都港区赤坂4-2-19　赤坂シャスタイーストビル3F
株式会社 ANTAトラベル
東京都知事登録第○－○○号　（一社）全国旅行業協会正会員
TEL.00-0000-000　FAX. 00-0000-000

封筒表示例（その3）

□□□-□□□□
〒107-0052
東京都港区赤坂4-2-19　赤坂シャスタイーストビル3F
株式会社 ANTAトラベル
東京都知事登録第○－○○号　ＡＮＴＡ正会員
TEL.00-0000-000　FAX. 00-0000-000
"感動と絆に出会う旅を"　一般社団法人 全国旅行業協会

ANTA正会員であることの記載をしてください



魅惑の麗しき国 ブルネイ



ブルネイダルサラーム特命全権大使

カミラ ハニファ

この度、母国ブルネイダルサラームを皆様に本誌でご紹介できる機会をいただき、とても光栄に存じます。

ブルネイダルサラーム国国王の政府の日本代表として、東南アジアで最も美しく、まだ知られていない国の一つである我が国へ皆様をお招きいたします。

ブルネイダルサラームは、すべての訪問者の心をつかむ素晴らしい伝統と遺産に満ち溢れています。“予期せぬ宝の王国“といわれる、ブルネイダルサラームにて、素晴らしい時をお過ごしいただけることは間違いありません。私たちの国民との交流、素晴らしい母なる自然、おいしい料理、そして金色のドームを持つオマール・アリ・サイフディン・モスクから建築の美しさを誇るエンパイアホテル&カントリークラブに至るまで心躍る数々の場所への訪問など、多くの楽しみを準備して皆様をお待ち申し上げます。

そして喜ばしいことに、2019年3月15日には首都バンダルスリブガワンと東京（成田）間にロイヤルブルネイ航空の直行便が就航いたします。

皆様がブルネイダルサラームを訪れ、たくさんの良い思い出をお持ち帰りになることを願っております。



国王誕生日を祝うブルネイのこどもたち

“平和の郷“の名を持つブルネイダルサラームは、東南アジアではまだあまり知られていない国のひとつです。ボルネオ島に位置する小さいながらも魅力的なこの国の自慢は、美しいモスク、原生の熱帯雨林、美しい動植物、伝統的な水上村、そして豊かな食べ物です。ブルネイダルサラームは、壮大な文化と素晴らしい伝統に恵まれた国です。

ブルネイダルサラームと日本には、多くの共通点があります。人々は友好的で心をこめて皆様を歓迎します。清潔で治安が良い環境に加え、そこには想像を超えた美しい景色があります。食べ物は多様で、伝統的で、美味しいです。

ぜひ、ブルネイダルサラームの多くの魅力を五感で味わいにいらしてください。

ブルネイダルサラームは日本の皆様にはまだなじみの薄い国かもしれませんが、両国は長い年月をかけて、深い友好と優れた協力関係を築いてきました。

貿易では40年以上にわたり、ブルネイダルサラームから石油と天然ガスを日本に輸出しており、日本は現在も最大の貿易国です。さらに両国は教育、文化、青少年交流など多くの分野で協力を続け、現在に至っています。

では、日本の皆様の多様なニーズを満たすブルネイダルサラームの各地をご紹介しましょう。

バンダル・スリ・ブガワン

ブルネイ川の近くに位置する清潔で静かな首都バンダル・スリ・ブガワンは、観光客に人気のある場所です。

夜、華麗にライトアップされた金色のドームを持つオマール・アリ・サイフディン・モスクが有名ですが、手軽な金額で半日市内観光ツアーに参加し、ジャミアシル・ハサニル・ボルキア・モスク、ロイヤル・レガリア博物館、そして東洋のベニスとして知られるカンポンアイルなどの有名な場所を観光することもおすすめです。

タマン・マコタ・ジュブリ・エマス（エコ・コリドー公園）は、オマール・アリ・サイフディン・モスクのそばに新しく建設された公園です。この公園は現ブルネイ国王が2017年10月に即位50周年を祝った記念に開園され、家族で様々な楽しみ方ができる場所となっています。

1788室を持つ国王宮殿への訪問もご検討ください。この美しい王宮は、イスラム教の聖なる断食月明けのハリラヤの3日間のみ、一般に一部公開されています。その機会に恵まれれば、あなたも国王（女性の方は王妃）と握手することができます。

バンダル・スリ・ブガワン市内では、楽しいアクティビティやおいしい食べ物に事欠くことはないはずです。



ライトアップされたオマール・アリ・サイフディン・モスク

テンブロン

テンブロン地区は、実質、他のブルネイダルサラームの地区とは離れた飛び地になっています。そこは、ボルネオ島の中でも最大級の保護された熱帯雨林です。その中での観光の中心となるところは、ロングボートのみでのアクセスが可能なウル・テンブロン国立公園です。



テンブロンのバードビュー



テングザル

国立公園内には、地上60mの高さのアルミ製の歩道を含む森林内のキャノピーウオークがあり、原生熱帯雨林の息をのむような景観を堪能できます。その他、ジャングル・ナイトウォーク、カヤック、バードウオッチングなどのアクティビティもお楽しみいただけます。ボルネオ島にのみ生息するといわれるテングザルに会えるかもしれません。

セリア及びクアラ・ブライト地区

バンダル・スリ・ブガワンからおよそ70kmの位置にあるセリアとクアラ・ブライトは、ブルネイダルサラームの石油ガス産業の本拠地です。日本人を含む多くの外国人が住んでいます。セリアの中心にある石油ガス・ディスカバリーセンターや10億バレル記念碑など、見どころもたくさんあります。通称〝うなずく口バ〟と呼ばれる油田ポンプジャックもお見逃しなく。



セリア油田地区

ブルネイ諸々

お泊りはどこにしましょうか？

ブルネイダルサラームには、東南アジアでもトップクラスと賞賛されるエンパイアホテル&カントリークラブがあります。ジェルドンという町にあり、2000年にオープンしたこのホテルは、南シナ海を一望し、海岸線に3kmのプライベートビーチを持っています。世界的に有名なゴルフコースも併設しています。お一人旅からご家族連れまであらゆる年齢の皆様に魅力的な休日をご提供いたします。



エンパイアホテル&カントリークラブ

ホテルの近くにあり、最近改装されたジェルドン・パーク・プレイグラウンドは、間違いなくお子様連れに喜ばれる場所です。遊び場を散策する多くの幸せそうな家族や、新設のウォーターパークではしゃぐ子供たちを目にするでしょう。この遊園地には、かつてマイケル・ジャクソンやホイットニー・ヒューストンなどがコンサートを行ったジェルドン公園円形劇場もあります。



ジェルドンパーク

また、お腹がすいた貴方に、ぜひおすすめしたい場所の一つは、バンダル・スリ・ブガワン近くのガドン・ナイトマーケットです。屋外の飲食店は、ブルネイ料理を試すのに最適な場所です。サテーと呼ばれる串刺しのグリル肉や、多種にわたる伝統的で美しい菓子やケーキなど、日本人の口にあう食べ物がたくさんあります。

ブルネイダルサラームは特別な場所です。他のどの東南アジアの国々とも趣が異なります。アルコール飲料の販売はなく、犯罪も非常に少なく自然災害もほとんどありません。皆様には常に安心して旅をお楽しみいただけます。

ブルネイダルサラーム国にとって日本が重要な国であるという証であるとともに、より多くの日本の皆様を歓迎したいという願いから2019年3月15日にロイヤルブルネイ航空のバンダル・スリ・ブガワンと成田国際空港間の直行便運航が開始されます。

ぜひ、この麗しく未踏の国ブルネイダルサラームをご訪問ください。この楽しさを皆様と分かち合えることを心待ちにいたしております。

ロイヤルブルネイ航空の成田空港とバンダル・スリ・ブガワン間の直行便（2019年3月15日から）

便名	区間	出発時間 到着時間	運航日
BI696	東京（成田）→ バンダル・スリ・ブガワン	12:00 17:25	水、金、日
BI695	バンダル・スリ・ブガワン→ 東京（成田）	00:35 07:30	水、金、日

■観光問い合わせ先
ブルネイダルサラーム大使館
品川区北品川6-5-2
電話 03-3447-7997

■ロイヤルブルネイ航空
電話 03-6455-0734
（平日のみ）

■和文形

元気です
北海道

We are GENKI Hokkaido

■英文形

GENKI
HOKKAIDO

We are pretty good Hokkaido. 元気です北海道

【「元気です 北海道」ロゴマーク 】（ダウンロード先URL）
https://www.visit-hokkaido.jp/company/material/detail/70



北海道支部

北海道は元気です!!

平成30年9月6日午前3時8分に北海道胆振地方を震源とする大きな地震が発生し、北海道で初めて最大震度7が観測されました。震源地に近い厚真町では大規模な崖崩れにより住宅が巻き込まれて多くの方が亡くなられ、札幌市清田区では液状化現象により家屋が傾くなどの被害が発生しました。

幸い北海道支部の会員には人的及び家屋の被害はありませんでしたが、道内全域にわたって想定外の停電が発生し、社会・経済活動に大きな影響が出ました。

地震発生後、道外の会員皆様には様々な形でお見舞いや励ましのお言葉をいただきました。この場をお借りして御礼を申し上げます。

地震によるツアーキャンセルの影響は未だ続いておりますが、北海道知事による安全アピール宣言も発表され、北海道観光振興機構を中心とした「北海道ふっこう割事業」も展開しております。北海道の会員を含め観光業界はお客様を受け入れる体制が充分整っております。道外の会員の皆様にはより一層のお力添えをお願い申し上げます。

なお、9月21日（金）に本部より國谷一男副会長が来訪され、励ましのお言葉とお見舞金を頂戴いたしました。また9月25日（火）には、埼玉県旅行業協会の浅子和世会長と吉田正博専務理事が道南研修の合間を縫って来訪され、お見舞いのお言葉と関東5県（千葉県・埼玉県・茨城県・栃木県・群馬県）の旅行業協会のお見舞金を頂戴いたしました。改めて御礼申し上げます。

全旅協旅行災害補償制度に加入した旅行に適用される画期的な支援制度です！

『ANTA会員専用
重大事故支援制度』

国内企画旅行中（募集型・受注型）および国内手配旅行中に
重大事故が発生した場合、当制度が会員会社をしっかり防衛し、事業継続を支援します。

「安心」への思いをカタチにしました!!

全旅協旅行災害補償制度

全旅協旅行災害補償制度の主な補償内容

①旅行特別補償保険（企画旅行）
旅行参加者のケガなどに対して旅行会社が標準旅行業約款特別補償規程に基づき支払うべき見舞金を補償します。

②国内旅行傷害保険
旅行参加者の旅行中のケガを補償します。

③旅行事故対策費用保険
「重大事故支援制度」にかかる諸費用およびその他の各種費用を広く補償します。
（例：専門家・被災者家族・会員の旅費や宿泊費、マスコミ対応、弁護士費用ほか）

④全旅協見舞金制度（病気死亡）
損害保険では支払われない旅行参加者の旅行中の病気死亡も補償します。

「重大事故支援制度」のメリットは?

①	危機管理コンサルタントを旅行会社に派遣	危機管理のプロが支援することで初動対応のスピードと正確性が向上
②	事故対策本部の設置	事故状況に応じた対応班の陣容・役割分担や運営を支援
③	事故情報の収集	協力会社のネットワークを通じて確度の高い情報収集を支援
④	関係官庁・保険会社との連携	煩雑な対応業務が整理され、スピードが向上
⑤	被災者の救援活動	協力会社のネットワークを通じて救援活動を支援
⑥	被災者家族対応（現地派遣含む）	被災状況および被災者家族の心情を配慮した対応を支援
⑦	マスコミ対応（記者会見含む）	メディアからの問合せ、取材、記者会見を支援
⑧	危機管理コンサルタントを事故現場に派遣	実際に事故現場に危機管理コンサルタントを派遣して各種対応支援
⑨	平時の支援内容も充実	海外安全情報の配信、重大事故対応マニュアル策定・提供、セミナー開催　など
⑩	「ANTA専従要員」および「緊急対応支援チーム」を組織	重大事故発生時のご支援を確実にし、また、平時におけるセミナーや各種相談受付、アドバイス等を柔軟に行うことを目的に組織

〈全旅協旅行災害補償制度の引受保険会社〉
引受幹事会社　損害保険ジャパン日本興亜株式会社　三井住友海上火災保険株式会社（副幹事）　AIG損害保険株式会社　東京海上日動火災保険株式会社

一般社団法人 全国旅行業協会指定代理店
全旅保険　株式会社 旅行ビジネスサポート
TEL.03-6272-9704　FAX.03-6272-9714　http://tbstokyo.co.jp/

埼玉県支部

埼玉県登録行政庁との「業務連絡会議」、（一社）埼玉県バス協会との「運輸業務改善委員会」開催

（一社）全国旅行業協会埼玉県支部・（一社）埼玉県旅行業協会（浅子和世支部長・会長）では、毎年9月にさいたま市内で、埼玉県庁との「業務連絡会議」及び（一社）埼玉県バス協会との「運輸業務改善委員会」を開催しており、本年は次のとおり開催しました。


業務連絡会議（9月5日）

旅行サービス手配業者が直接、ホテル・旅館・観光施設との取引について、書面の記載内容、印紙税の取扱い、保存期間について、意見交換を行いました。

③更新登録の要件の一つである基準資産額をクリアできなかった場合の事例及びその対処について、意見交換を行いました。

④県の観光施策について、県観光課より説明がなされました。

【業務連絡会議】

○開催日

平成30年9月5日

○参加者

・埼玉県産業労働部観光課及び9地域振興センター担当者

・浅子支部長及び運営委員

○議題

①旅行業者等が扱う貸切バスの契約について、県が6月に発出した文書の経緯、国土交通省自動車局が8月に運送申込書・引受書に追加した内容の解釈、立入検査の状況について、意見交換を行いました。

②旅行業者と②国土交通省が推進している安全評価認定について、貸切バス安全評価認定制度（セーフティバス）の営業区域の特例に関する取り扱いについて意見交換を行いました。今回は特に、学生団体を中心に先生方よりセーフティバスの利用希望が多く出される中、繁忙期にはセーフティバスが不足することから、ぜひとも学生団体に限っては、セーフティバス認定車両の営業区域の緩和について、日バスを通して要望していただくよう依頼しました。

（バス協会提出議題）

①「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」について、意見交換を行いました。

②「貸切バスの運賃・料金制度」について、意見交換を行いました。

③「貸切バス事業者の安全性評価認定制度」について、意見交換を行った。

④「ラグビーワールドカップ」「東京オリンピック・パラリンピック」の輸送について、意見交換を行いました。

⑤「バス事業における働き方改革」について意見交換を行いました。

昨年度に続き軽井沢スキーバス事故を受けた安全対策関連についての議題を中心に活発に協議を行いました。


運輸業務改善委員会（9月20日）

【運輸業務改善委員会】

○開催日

平成30年9月20日

○参加者

・埼玉県バス協会運輸業務改善委員

・浅子支部長及び支部運輸業務改善委員

○議題

（支部提出議題）

①「運送申込書／運送引受書・乗車券」のモデル様式の改正（平成30年8月30日付）について、改正した内容の解釈、手数料について、意見交換を行いました。

埼玉県旅行業協会

北海道胆振東部地震からの観光支援事業の実施

埼玉県旅行業協会では、9月25日から道南の研修旅行を予定していましたが、9月6日の北海道胆振東部地震の発生を受け、急遽、研修旅行を北海道観光支援事業に切替え9月25日から3日間、札幌市、登別温泉を訪問しました。

また、関東5県の旅行業協会と協力し、9月25日に北海道旅行業協会の和田会長以下を訪問し見舞金をお届けするとともに、地震による被災状況等について話をお聞きし、意見の交換を行いました。和田会長からは関東5県の旅行業協会の皆様に感謝の言葉をいただきました。



関東地方支部長連絡会

西日本方面豪雨の被害を受けた会員会社に対しお見舞い金を送る

関東5県の旅行業協会では、7月に発生した西日本豪雨で被災を受けた全旅協会員（4支部10会員）に対して、各県旅協を通じて9月に見舞金をお送りしました。

今般、被災されました会員の皆様に謹んでお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。



主要旅行業者の旅行取扱状況速報
（平成30年5・6月分）

■平成30年5月分

【海外旅行】
総取扱額は対前年同月比106.2%となった。
ゴールデンウィーク後半は近場のアジアが人気であり、特に韓国の取扱いが増加した。

【外国人旅行】
総取扱額は対前年同月比107.8%となった。前年の大型案件の反動減があったが、個人旅行の取扱いが好調であり、前年同月と比べ増加した。

【国内旅行】
総取扱額は対前年同月比99.1%となった。前年のゴールデンウィークに比べ、1日短い日並びであったことから、全方面において下回り、前年同月と比べ減少した。

■平成30年6月分

【海外旅行】
総取扱額は対前年同月比107.3%となった。
5月に引き続き、韓国の取扱いが好調であり、総取扱額は前年同月と比べ増加した。

【外国人旅行】
総取扱額は対前年同月比134.6%となった。
欧米豪市場を中心に、個人旅行の取扱いが好調であった。

【国内旅行】
総取扱額は対前年同月比99.3%となった。団体旅行は好調であった一方、個人の企画旅行において特に沖縄が不調であったことから微減となった。

【旅行会社からの聞き取り】

羽田空港からの観光・送迎 貸し切りバスをお探しなら

Haneda Airport Liner 羽田空港交通

車庫から羽田空港まで5分　関自旅1第 158号

羽田空港交通株式会社



新運賃制度にも合理的に適用でき、
安心して貸切バスをご利用できます。

大型バス60人乗り、大型バス53人乗りサロン、大型バストイレ付サロン、マイクロバススーパーロング用途によってお選びいただけます。


■マイクロ573


■マイクロ432

■企業送迎・学校送迎など定期送迎もお任せください。
安全運行・確実な送迎で承ります。

お申込みは　羽田空港交通株式会社
TEL 03-6423-8519　FAX 03-6369-3436
本社：東京都大田区東糀谷3-15-5　車庫：東京都大田区羽田旭町10-1

● 東京事業所：東京都江戸川区南葛西6-20-13-102
● 神奈川事業所：神奈川県川崎市川崎区東扇島90
● 千葉事業所：千葉県木更津市本郷1-11-23
〔ホームページアドレス〕http://haneda-bus.com/
〔メールアドレス〕info@haneda-bus.com

熊本県旅行業協同組合

ラグビーワールドカップ2019™ 熊本開催交通輸送実施計画等策定業務の受注

熊本県旅行業協同組合では、夏季オリンピック、FIFAワールドカップにつづく世界3大スポーツ大会のひとつであるラグビーワールドカップ2019™が2019年に熊本市で実施されるにあたり、交通輸送実施計画及び警備計画作成業務を熊本県より受注しましたのでご報告いたします。

業務内容

●開催場所
えがお健康スタジアム（熊本県県民総合運動公園陸上競技場）

●開催日
2019年10月6日　フランス 対 トンガ戦
2019年10月13日　ウェールズ 対 ウルグアイ戦

両日において、約3万人の観客が円滑かつ安心・安全に来場し帰途につけるよう、交通輸送実施計画及び警備計画の策定業務をおこなう。

【輸送対象者】
大会チーム、大会役員、トーナメントゲスト、スポンサー、メディアおよび一般観客輸送人員は3万人を想定、予算見込み120,000千円

まとめ

本業務については、主幹会社が（株）日本旅行、熊本県旅行業協同組合、（株）近畿日本ツーリスト、西鉄旅行（株）の4社ジョイントで企画コンペに応募、受注となりました。
また、熊本における大規模大会を始めて受注することができました。
ラグビーワールドカップ2019™においては、過去大会の実績から相当数のインバウンド客もみこまれ、本業務を通じて熊本におけるさらなるイベント関係の受注を目指し、インバウンド需要の開拓、そして受け入れのノウハウを得ることを期待しています。

鹿児島県旅行業協同組合

「燃ゆる感動かごしま大会（第20回全国障害者スポーツ大会）」を受注

鹿児島県旅行業協同組合は、2020年鹿児島国体に関連して開催される「燃ゆる感動かごしま大会（第20回全国障害者スポーツ大会）」（宿泊・輸送計画策定業務）を（株）日本旅行、鹿児島交通（株）との3社共同企業体で鹿児島県より受注いたしました。
（2020年10月24日～26日開催、延べ宿泊数3万人規模）

通例であれば、当年度までの宿泊・輸送業務を受託することになります。

これまで障害者スポーツ大会に於いては、第1回から大手旅行会社中心の共同企業体が全て取り扱っており、第20回目の鹿児島大会に於いて初めて、この枠組み以外で初の委託となりましたことが出来た形となりました。

2020年に開催される「燃ゆる感動かごしま大会は」、鹿児島県で初めて開催される第20回全国障害者スポーツ大会です。この大会は、東京パラリンピックの感動を引き継ぎ、障害のある人もない人も、誰もがスポーツを通じて喜びや感動を分かち合い、障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与するとともに、鹿児島の多彩な魅力の発信につながる大会を目指し、「深めよう！ふれ愛の絆」、「見つけよう！未来に輝く夢と希望」、「届けよう！熱い思い」の3つを基本方針としています。

私たちは
・1社が継続して取り扱うことはこれまでの課題の洗い出した振り返りが困難になる
・比較対象の会社があるほうが健全である
・地元（鹿児島県）の会社も経済的恩恵が受けられるようオール鹿児島で取り組みたい等の提案が評価されたものと考えております。

今大会の会場は鹿児島県内7会場で行われますが、関連してかごしま国体競技開催の市町村輸送に関する需要もあります。

鹿児島県旅行業協同組合会員79社を挙げて2020年の本大会に向けて取り組んでまいります。

連載コラム…第10回

Q&A で考える旅行法務へのささやかなる接近

「旅行業者の義務と責任-2」



服部　豊

（株）JALパックにて海外添乗員・販売・研修・人事・CS推進・海外支店勤務等の業務に約30年従事。平成7年旅行業法・同約款大改正時には当時の運輸省観光部にて約半年間直接法改正実務に携わる。最近の旅行業約款個別認可申請制度や苦情処理セミナー等の研修にあたり、ANTA・JATA共催の研修会・説明会等でも説明者・講師を担当した。

「企画旅行（募集型・受注型）」を実施する旅行業者が負う「義務と責任」については、主なものとして右の6つがあり、前回は①②につきご紹介しました。

今回は③「保護義務」、④「安全確保義務」、⑤「旅程保証責任」（概要）、⑥「特別補償責任」（概要）につき、過去の判例を紹介しながらQ&Aで考えてみたいと思います。

＜企画旅行を実施する場合の旅行業者の義務と責任＞
①「手配完成義務」②「旅程管理義務」③「保護義務」④「安全確保義務」（判例）⑤「旅程保証責任」⑥「特別補償責任」

Q.1 「保護義務」とは、どのような義務で、「保護義務」に関する判例はあるのですか。

A.1

（1）旅行業約款で、「当社は、旅行中の旅行者が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、（※）必要な措置を講じます。」と定められています。また、あわせて、「旅行業者がこれらの措置に要した費用は、原則、旅行者の負担とする。」旨も定められています（募（受）約款26（27）条）。

（※）「必要な措置」とは、具体的に何をどうするのかにつき約款では定められてはいませんが、判例等で、保護が必要であると認められる旅行者に対し必要な保護や治療等を受けられるように、救助・保護機関の手配、医師の派遣依頼又は病院・医院への搬送や同行等の措置を行うことであると解されています。

（2）「保護義務」については、「企画旅行」参加中に、記念撮影のため撮影台から転落し負傷した事故に係る裁判で、裁判所は、「旅行業者は負傷等の旅行者に対し、病院に連れていくなど一定の保護義務がある。」と判示し、この事件では、この「保護義務」を果たさなかった旅行業者に対し当該旅行者に対する損害賠償金の支払いを命じました。

（1995年2月27日・大阪高裁の控訴審判決）

（3）この判決を機に、2005年の標準旅行業約款の一部改正の際に同約款に、「保護措置」として、「保護義務」につき明文化されました。

Q.2 「安全確保義務」は、どこに定められているのでしょうか。

A.2

（1）企画旅行を実施する旅行業者に「安全確保義務」があること、また、「安全確保義務」の具体的な内容については、旅行業法関連法令・約款では定められてはいません。

（2）実は、旅行業者が主催旅行（現募集型企画旅行）実施中に、1984年にパキスタンで、また1986年に台湾で、更には、2006年にトルコで発生した3つのバス事故を通じた3件の民事裁判におけるそれぞれの判決文の中で、以下①②③④のように判示されました。（かっこ内の記述は、筆者が解説のために補足加筆しました。）

①主催旅行契約（現在の募集型企画旅行）関係にある当事者は、その義務の履行については、相互に相手方の信頼に応えるように誠実に行わなければならず、旅行契約における旅行業者の主要な義務（手配完成義務や旅程管理義務）を履行するにあたっては、これに附随して行う信義則上の義務として「安全確保義務」がある。

②旅行者の生命、身体、安全を確保するため、目的地、日程、旅行サービス提供機関等を事前に十分に調査・検討し、また危険を排除すべく合理的な措置を採る義務（安全確保義務）がある。（1988年12月27日・東京地裁判決の判決文から）

③「安全確保義務」は、旅行業者によって旅行が企画されるときから、旅行サービスの手配時、さらには旅行中まで通して存在する。（1988年12月27日・東京地裁判決の判決文から）

④本件事故が、被告が負う「安全確保義務」の違反により生じたと認められる場合には、（被告は）原告の損害を賠償すべき義務を負う。（2013年4月22日・東京地裁判決の判決文から）

Q.3 それでは、「安全確保義務」とは、具体的には何をする義務なのですか

A.3

（1）それぞれの上記の3つのバス事故が発生した状況や背景が異なるため、3件の判決文で示された内容が即「安全確保義務の内容」だということは適当ではないと考えます。

（2）そこで、これらの3件の裁判において、どの判決文でも繰返し述べられていた以下、ア・イ・ウの「3つのキーワード」が「安全確保義務の具体的な内容」の一部であると考えます。

ア「安全な旅行サービス提供機関を選定する義務」

旅行者の安全を害さない運送・宿泊サービス等を選定して手配する義務がある（2013年4月22日・東京地裁判決の判決文から）。

イ「旅行行程は、旅行者の安全が確保できる日程で設定する義務」

①旅行行程設定時には「安全な旅行行程を設定する義務」がある。つまり、目的地、日程、移動手段等の選択に伴う特有の危険（伝染病・洪水・土砂崩れ等）が予想されるときは事前にその危険の除去手段を講じまたは旅行者にその旨を告知して旅行者自らその危険に対処する機会を与える等の措置をとる義務がある（1988年12月27日・東京地裁判決の判決文から）。

②行程は、旅行者の安全を確保することができる旅行日程で設定する義務がある（2013年4月22日・東京地裁判決の判決文から）。

ウ「添乗員の旅行者の安全を確保するための適切な措置を行う義務」

①車体の老朽化や摩耗タイヤの装着等によりこれを使用することが危険であると明白に判断し得る場合は、このバスを使用させない措置を採る義務がある（1989年・東京地裁判決の判決文から）。

②酒酔い、著しいスピード違反運転または交通規則の継続的無視のような乱暴運転等により事故を発生させる可能性が高い場合は、運転を止めさせるための措置を採る義務がある（1988年・東京地裁判決の判決文から）。

次頁へ

北海道・函館市

地域No.1を目指して。観光タクシーならお任せ!!

道南ハイヤー株式会社

観光貸し切りは、台数もコースの多さも市内No.1！観光コースは、20種類以上をご用意。人気観光コースを巡るコースから、GLAYファンのためのコース、北海道新幹線を撮りたい鉄道ファンのためのコースなど。どのコースも出発地は、もちろん帰りの出着地もホテル・空港・駅など、ご自由に指定できます。各コースとも更に行きたい観光地を追加してオリジナルコースも設定できます。皆様のご用途に合わせて予約承っております。お気軽にお問い合わせください。

■所有台数　小型タクシー（定員4名）62台
小型タクシー黒塗り（定員4名）13台
クラウンコンフォート（定員4名）2台
ジャンボタクシー（定員9名）7台
大型タクシー（ヴェルファイア）（定員5名）1台
ファーストリムジン（定員7名）1台

■住所：〒041-0808
函館市桔梗2丁目18番6号
TEL　0138(47)0005
FAX　0138(46)0601
WEB　http://www.smile-taxi.com


人気No.1の函館山夜景鑑賞


クラウンコンフォート


大型タクシー（ヴェルファイア）

山形県・酒田市

東北のソウルフード「オランダせんべい」

オランダせんべいFACTORY

「オランダせんべい」は、山形県庄内産のうるち米を極薄に焼き上げた、元祖うす焼せんべいで、東北のソウルフードとして長い間、愛されています。その米文化を次の世代に伝えるため、本社最上川工場を一般公開。日本一長い生産ラインを見学できるほか、お米とせんべいについての歴史や、お子さまにも楽しめるトリックワールドなどお楽しみが盛りだくさん。

〔営業時間〕9時～16時　年中無休（臨時休業あり）
〔料金〕一般300円　中学生200円　小学生以下および65歳以上　無料　※団体割引有り
〔駐車場〕普通車40台　大型バス10台
■交通のご案内：JR酒田駅から車で10分　日本海東北自動車道　酒田ICから車で約5分
■住所：〒998-0832
山形県酒田市両羽町2-24
TEL　0234(25)0017
FAX　0234(24)5239
WEB　http://www.sakatabeika.co.jp


お土産コーナー


工場内


オランダせんべい

栃木県・那須塩原市

敷地内から湧き出る温泉が心を癒す

源泉掛け流しの宿 常盤ホテル

無加水、無加熱、無循環。足すことも引くこともしない本物の「かけ流し」。お越しいただいたお客様だけが味わうことができる至福の湯がここにあります。お部屋は和モダンなテイストの和室をご用意。お食事も旬の食材を使用した栃木ならではの味覚を堪能していただけます。

敷地内から湧き出る温泉をふんだんに使った本物の源泉掛け流しの宿で、都会の喧騒を忘れ、心癒されるひと時をお過ごしください。

●チェックイン／15時～18時　チェックアウト／10時
■宿泊料金：1泊2食付／大人1名様11,000円～
＊詳しくはお問い合わせください。
■駐車場：18台　大型バスの駐車も可能
■交通のご案内：東北新幹線那須塩原駅乗換バス約50分　塩原門前下車徒歩1分。
■住所：〒329-2921
栃木県那須塩原市塩原695番地
TEL　0287(32)3251
FAX　0287(32)3638
WEB　https://www.tokiwahotel.biz



エントランス


お料理（一例）


和室（10畳）

東京都・墨田区

お台場からスカイツリー、江戸の夜風と旨い酒

屋形船 釣新

東京湾・隅田川クルーズ。お台場・スカイツリーの夜景を屋形料理と共にお楽しみください。カリッとフワッとした天ぷらお試しを！

〔施設内容〕収容能力：テーブル椅子最大50席、座卓54席、2隻ともスカイデッキ付き、全船最新カラオケ、冷暖房完備　水洗トイレ付き。
〔料金プラン〕◆ランチクルーズ20名様からの貸切では／業平プラン：お一人様6,480円（税別）　錦プラン：お一人様8,400円（税別）◆通常クルーズ／平日15名様金・土・日・祝日20名様から貸切可、春日プラン：10,000円（税別）、若宮プラン：お一人様12,500円（税別）、武蔵プラン：お一人様15,000円（税別）、すべてのプランに飲み放題付き、季節によって変わる料理がございます。子供料金設定有り。
〔営業時間〕不定休（お盆・正月・GWは休み有り）
■交通のご案内：都営大江戸線　蔵前駅　A7出口から徒歩2分、都営浅草線　蔵前駅　A2・A4出口徒歩5分
■住所：〒130-0004
東京都墨田区本所1-3-11
TEL　03(3622)3572
FAX　03(3622)3666
WEB　http://www.yakatabune-tsurishin.com


料理


屋形船


船内

東京観光はもちろん、バスツアーなら

"安心"と"感動"を 笑顔にのせて…。

はとバス



大好評運行中!!

コースのご予約は TEL.03-3761-1100

団体でのご利用は TEL.03-5777-0695

ホームページからの予約も受付中!

https://www.hatobus.co.jp/

http://facebook.com/hatobus

http://twitter.com/HATOBUS_JP

株式会社 はとバス 東京都知事登録旅行業第2-2379号 〒143-8512 東京都大田区平和島5-4-1

'O Sola mio（オー・ソラ・ミオ）

2階建てオープンバス

2階建てバスの屋根部分を切り取った【'O Sola mio（オー・ソラ・ミオ）】が大好評運行中!! 車高3.8メートルから見る360度の景色は開放感があり、風や木々の色づきなど季節を肌で感じることができます。新しい東京がきっと見えてくる旅です!!

英語 中国語 韓国語 スペイン語 タイ語 フランス語 インドネシア語 ベトナム語

GPS 8ヶ国語自動ガイドシステム "TOMODACHI"

【オー・ソラ・ミオ】にはGPSによりバスの走行に合わせたリアルタイムな音声ガイド【TOMODACHI】で海外のお客さまにも東京観光をお楽しみいただけます。

福井県・敦賀市

会席料理の銘店、歳月苑、完全リニューアル

歳月苑

旬の食材に真心を込めておもてなし。和食会席料理が中心ですが、オードブルコースや、鍋コース（冬季）、各種の盛合せ料理にお子様ランチもあるのでお気軽に会席料理をお楽しみいただけます。部屋は全室個室で、少人数（6名用・8畳）から大人数（80名用・100畳）まで揃っており、さらに全部屋リニューアル。大小の団体様に対応させていただきます。

■営業時間：11時30分～22時（LO21時）
■完全予約制（2、3日前にお申し込みください）
■定休日：無し（お正月はお休み）
■駐車場：20台 送迎あり（無料）
■交通のご案内：JR北陸本線／敦賀駅から3、4km
■住所：〒914-0814 福井県敦賀市木崎28-7-1
TEL 0770(25)2132
FAX 0770(23)4255
WEB http://saigetsuen.com/


波の間


大広間


会席御膳

京都市・伏見区

アルファードで上質な旅を演出。海外のお客様もお任せください。

愛都交通

高級感のある新型アルファードを携えて、ベテランドライバーが京都の街をご案内。観光名所や、穴場スポット、紅葉や体験など、さまざまなお客様のご要望に合わせた観光プランを作成いたします。また、京都の知識だけではなく滋賀、奈良など他府県の観光知識も一流ですので、観光地でのガイド案内もおまかせ。英語、韓国語、中国語にも対応しております。観光貸切や送迎貸切など、皆様のご用途に合わせて予約承っております。お気軽にお問い合わせください。

■料金／現地ガイド有。乗車人数5～6名様まで
アルファード（4時間コース） 22,950円～
普通車（基本） 12㎞ 4,500円
■所有台数 33台
■住所：〒612-8414 京都市伏見区竹田段川原町249番オノゴロビル4A
TEL 075(646)0020
FAX 075(646)0021
WEB http://www.aitotaxi.co.jp


車内


上質な旅を演出


アルファード

大阪府・大阪市

行楽弁当からこだわりの京風弁当「おばんさい」まで

手作り料理 れんが亭

仕出し弁当をはじめお花見などの行楽弁当、会議用のお弁当、運動会、などスポーツ祭の行事用のお弁当、法事、法要など慶弔用の会席のお弁当も賜ります。また、当店のこだわり弁当として四季折々の旬の食材を使った女性に人気の京風弁当「おばんさい」シリーズも好評です。

［お弁当の種類］ 行楽用弁当（4種）、おばんさい（5種）、日替わり幕の内（7種）、イベント・会議・会席弁当（5種）、ロケ弁当（3種）、会席弁当（5種）、れんが亭オリジナル弁当（4種）、洋風オードブルも承ります。※季節により内容等が変わる場合もございますのでお問合せください。

■営業時間：8時～16時 ■定休日：年中無休
■住所：〒556-0022 大阪府大阪市浪速区桜川3-5-6
フリーダイヤル 0120(377)668
TEL 06(6561)7766
FAX 06(6561)7766
WEB http://www.bentou.jp


おばんざい金器御飯 2,000円


おばんさい山科 1,260円


松花堂幕の内 840円

前頁より

③台風や豪雨等の一見して危険と分かる天候となったときに旅程変更の措置を採る義務がある（1989年・東京地裁判決の判決文から）。
④添乗員が旅行者の安全を確保できない場合には、これに対処するための適切な措置を採る義務がある（1989年・東京地裁判の判決文から）。

Q.4

（1）「安全確保義務」違反によって旅行業者が損害賠償責任を負うことになった判例はこれまでにありますか。
（2）また、旅行業者が企画旅行を実施中にバス事故等が発生した際の、損害賠償責任が発生するための要件は何がありますか。

A.4

（1）民事裁判に限っていえば、無いと聞いています。
（2）なお、以下の3つの要件の全てが整ったときに、旅行業者は「安全確保義務」違反を理由に損害賠償責任が発生することになります。

①旅行業者の故意・又は過失により「安全確保義務違反」があったこと。
②旅行者に損害が発生したこと。
③旅行業者の「安全確保義務違反」と旅行者の損害の発生との間に相当な因果関係があること。

Q.5 「旅程保証責任」（募（受）約款29（30）条）とはどんな責任ですか

A.5

敢えて一言で纏めると、次のような責任だといえるでしょう。

①航空会社・ホテル等の「オーバーブック」（過剰予約）等が原因で
②約款の別表に記載した「重要な契約内容の変更」が発生したときは
③お客様に、「変更補償金」（「損害賠償金」ではない。）を支払う責任

Q.6 約款では、上記 A.5 の①の「オーバーブック」（過剰予約）という言葉は、出て来ませんが、なぜそう言えるのですか。

A.6

（1）厳密に言えば、「オーバーブック」（過剰予約）だけが原因のときに、「旅程保証責任」が適用されるわけではありませんが、「旅程保証責任」の適用に際しては、「免責事由」を消去していくと、結果として残るのは「オーバーブック」（過剰予約）が原因のときに限られると広く解されているからです。
（2）「重要な契約内容の変更」が発生したときに、「旅程保証責任」が適用にはならない原因として、約款では以下の「免責事由」が定められています。

※「免責事由」：
①天災地変 ②戦乱 ③暴動 ④官公署の命令
⑤運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止（欠航、休業等）
⑥当初の運送計画によらない運送サービスの提供（遅延、到着地の変更）
⑦旅行者の安全確保のための必要な措置

Q.7 「重要な契約内容の変更」が発生した原因が、①「手配完成義務違反」＝旅行業者の「手配ミス」や、②「運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止」が原因だったときでも、「旅程保証責任」は負うのですか。

A.7

（1）いいえ。①と②のどちらの場合も「旅程保証責任」は負いません。
（2）①の「手配完成義務違反」＝「手配ミス」の場合でお客様に損害を与えたときは、お客様から2年以内に通知があれば、旅行業者にはお客様に対する「損害賠償責任」が発生します（募（受）約款27（28）条）。
（3）②の「運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止」の場合は、これによる旅行費用の変更があれば旅行代金の変更として、当該旅行費用の部分の増額又は減額による旅行代金の精算を後日行うことになります。（募（受）約款13条及び同14条4項）

Q.8 上記 A.5 の②の「重要な契約内容の変更」とは、約款では、どんなものが定められていますか。

A.8

（1）「オーバーブック」（過剰予約）が原因のときには、必ず負うこととなる「旅程保証責任」における「重要な契約内容の変更」とは、以下の①から⑨の変更が約款で定められています。（募（受）約款別表2）

①旅行開始日又は旅行終了日
②入場する観光地又は観光施設（レストランを含む）その他の目的地
③運送機関の等級又は設備のより低いもの
④運送機関の種類又は会社名
⑤日本発着便の出発又は到着の空港名
⑥日本発着の国際線の直行便が乗継便又は経由便
⑦宿泊機関の種類又は名称
⑧宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の条件
⑨上記①～⑧のうち「ツアータイトル」に記載した事項
（受注型企画旅行の場合は、⑨はありません。）

（2）「旅程保証が適用となる（ならない）事例」や「変更補償金の算出方法」については、次回号で詳しくご説明いたします。

Q.9 「特別補償責任」とは何をしなければならない責任ですか。

A.9

敢えて一言で纏めると、次のような責任だといえるでしょう。

①旅行業者の「損害賠償責任（募(受)約款27(28)条各項）」の有無にかかわらず、②旅行者が「企画旅行参加中」に、③その生命・身体又は手荷物の上に被った損害について、④あらかじめ定める額の補償金・見舞金（「損害賠償金」ではない。）を支払う責任

Q.10 上記 A.9 の④の「補償金・見舞金」の種類は、どのようになっていますか。

A.10

（1）具体的には下記の種類（金額）があります。（約款 別紙「特別補償規程」）

①「死亡補償金」：国内旅行1,500万円 海外旅行2,500万円
②「後遺障害補償金」
：後遺障害の程度に応じて①「死亡補償金」の3%～100%
③「入院見舞金」
：国内旅行2万円～20万円 海外旅行4万円～40万円
④「通院見舞金」
：国内旅行1万円～5万円 海外旅行2万円～10万円
⑤「携帯品損害補償金」：実損害額に応じて最高15万円まで

（2）「特別補償責任」が適用となる（ならない）事例」については、次回号以降で詳しくご説明いたします。

第50回 COLUMN 添乗からのメッセージ

添乗員に求められる法的知識のまとめ



庄司 正昭
（しょうじ まさあき）

国士舘大学 21世紀アジア学部教員。旅行業者・添乗員派遣会社等に勤務。添乗回数は海外国内を合わせ400回を超える。

「昔と比べて今のお客様の中には、趣味で資格を持っている方、クレームも感情的にならず理路整然という方、旅行者とは思えない旅行の法的知識がある方などが増えたと思わない?」

あるベテラン添乗員のミーティングで話題になった内容です。

確かに添乗員は観光地のことさえわかっていればそれで良い…ということではなく、トラブル発生時における対応力、説明の明確さなどが問われる時代です。さらに今の添乗員は昔と比べて、より正確な法令、約款の知識が求められます。

では、添乗員が現場で必要な法令、約款の知識とは具体的にどの部分でしょうか?

今回は募集型企画旅行契約を中心に、今まで書いてきた添乗員に必要な法令、約款の知識を5つにまとめてみます。

1.契約内容の変更とこれに伴う旅行代金の額の変更

添乗員が現場で特に使う頻度が高いのは約款の「契約内容の変更とこれに伴う旅行代金の額の変更」です。

例）東京発沖縄2泊3日のツアー（募集型企画旅行）で、旅行最終日に沖縄地方が台風の直撃を受け、予定していた東京に帰る航空便がフライトキャンセルになった。その結果、沖縄に、1泊延期になった。

さて、この1泊延泊代金を負担するのは旅行業者でしょうか?それとも、お客様でしょうか?

この場合は、旅行業者の関与し得ない事由＝台風を原因に予定航空便が欠航＝不可抗力の事由に該当し、変更に伴う追加費用はお客様の負担になります。

その標準旅行業約款上の根拠はどこにあるのでしょうか?
まず、募集型企画旅行契約の部第13条をみてみます。

【第13条:契約内容の変更】

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

この条文によれば、添乗員は「台風により復路の予定航空便が欠航のため、旅行日程（契約内容）を変更し、やむを得ず、沖縄に1泊延泊することになりました。」とお客様に対して説明し、契約内容を変更することができます。（平成8年の標準旅行業約款の一部改正前の旧主催約款では、契約内容を変更する際にはお客様の同意が必要でしたが、現在の約款では説明することで構わないことになっています。）

次に「契約内容を変更（1泊延泊）します。その延泊代はお客様のご負担になります」の約款上の根拠は、どこにあるのでしょうか?

募集型旅行契約第14条第4項では次のように定めています。

【第14条:旅行代金の額の変更】

（第4項）　当社は、前条の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）の減少又は増加が生じる場合（費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます。）には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。

要するに、この条文は、前条(第13条)の規定に基づく契約内容の変更＝旅行業者の関与し得ない事由、不可抗力により契約内容を変更し、その結果旅行の実施に要する費用の減少または増加が生じる場合は、その範囲内において旅行代金の額を変更(増額、減額)することもあります…というものです。

約款上はこれで良いとはいえ、増額分の負担には納得しないお客様も多く、添乗員の対応等によっては大きなクレームとなる可能性があります。約款を根拠にお客様に対する正しい対応が求められます。

2.旅程管理

「契約内容の変更と旅行代金の額の変更」と同様、添乗員として必須の業務に「旅程管理」があります。では、この「旅程管理」とは具体的には、何をすることなのでしょうか?

約款では「募集型企画旅行契約の部・第23条」に次のように定めています。

【第23条:旅程管理】

当社は、旅行者の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、旅行者に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社が旅行者とこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

（1）旅行者が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、募集型企画旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。

（2）前号の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めること等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

つまり、この第23条でいう旅程管理を簡単に言えば、「契約内容（日程表）どおりに旅行が安全かつ円滑に進むよう努力し、管理します。どうしても契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配をして、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努力します。」ということになります。

「変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努力する」とは、例えば、予定していたAホテルに宿泊できなくなったとしても、立地条件、設備内容、ホテルのサービスの質等がAホテルと同様なホテルを手配するよう努力しますということです。他の例では、

次頁へ

大阪府・富田林市

だれでも!!泊まれる。かんぽの宿
感動のパノラマ。嶽山山頂に建つ温泉ホテル

かんぽの宿 富田林

大阪市内から車で約1時間。楠木正成公ゆかりの古戦場「嶽山（標高278メートル）」の山頂に建ち、5階展望室から明石海峡大橋・関西国際空港など大パノラマを楽しめます。露天風呂からは、金剛・葛城連峰が望めます。十一月から当宿自慢のカニ料理が始まります。夜景と露天風呂が人気の「天空の宿」にお越しくださいませ。

■施設：大広間、中広間、レストラン、会議室、売店、喫茶、大浴場、露天風呂、カラオケルーム、テニスコート
■料金：1泊2食11000円～、カニ料理1泊2食16980円～、日帰り会席「遊膳」プラン5100円～（表示の料金はすべて消費税が含まれています。）（宿泊料金には入湯税150円が含まれています。）（日帰り会席プランには入浴料が含まれています。）
■交通案内：阪神高速松原線三宅出口から車で約30分、近鉄長野線富田林駅から無料送迎あり
■住所：〒584-0053 大阪府富田林市龍泉880-1
TEL 0721(33)0700
FAX 0721(33)2435
WEB https://www.kanpoyado.japanpost.jp/tondabayashi/


ホテルより雲海を望む


露天風呂


料理写真は２人前のイメージです。

兵庫県・神戸市

神戸牛を扱って百三十余年！

神戸ステーキレストラン モーリヤ三宮店

全席鉄板を目の前にしたお席で、最高のステーキをシェフが丁寧に焼き上げます。神戸牛を筆頭に神戸牛の素牛である但馬牛の血統を強くひくモーリヤ厳選牛もおすすめです。三宮店の階下にロイヤルモーリヤ、徒歩で30秒の所に本店がございます。

［お料理］コース料理（税別）
ランチコース 4,500円～18,600円
ディナーコース 5,900円～19,200円
［施設内容］座席40席
［営業時間］ランチ 11時～15時
ディナー 15時～22時（21時LO）
■交通のご案内：JR三ノ宮駅より徒歩3分
阪急神戸三宮駅西口より徒歩1分
阪神高速神戸線京橋ICよりお車で約8分
■住所：〒650-0012 兵庫県神戸市中央区北長狭通1丁目9-9第一岸ビル3F
TEL 078(321)1990
FAX 078(321)1995
WEB http://www.mouriya.co.jp


モーリヤ厳選牛ステーキ


菊の紋章が神戸牛の証


最大40名様までご利用可

兵庫県・姫路市

創業明治7年、300年間受け継がれる
自然湧出の天然温泉が自慢

塩田温泉 湯元 上山旅館

播磨姫路の奥座敷として、また塩田温泉の湯元として、数多くのお客様に癒しと寛ぎのひとときをご提供。春は桜や山ツツジ、夏は蛍、秋は紅葉、冬は雪見野天と四季折々の風情が楽しめます。300年の歴史を持つ自然湧出・自家源泉の天然温泉は飲泉も可能。檜風呂や庭園風呂、野天風呂などの多彩な湯船で楽しめます。夕食は播磨の旬の素材と、瀬戸内の幸を会席や炭火焼で。朝食は源泉を使う名物・湯壷がゆをどうぞ。

●チェックイン／15時～ チェックアウト／11時
■宿泊料金：1泊2食付／大人1名様13,000円～
＊詳しくはお問い合わせください。
■交通のご案内：JR姫路駅からバスかタクシー利用。お車で、中国自動車道「夢前すまーとIC」から5分。
■住所：〒671-2112 兵庫県姫路市夢前町塩田287番地
TEL 079(336)0020
FAX 079(336)1887
WEB http://www.ueyama-ryokan.com


外観


客室


露天風呂

長崎県・壱岐市

湯ノ本湾、東シナ海を染める夕日が感動的

国民宿舎 壱岐島荘

壱岐唯一の天然赤湯温泉郷「湯ノ本温泉」の小高い丘の上に立つ「壱岐島荘」。天然温泉かけ流しの眺望風呂と豪華な壱岐の食材を使ったお食事をリーズナブルな料金でお楽しみいただけます。

●設備／温泉・大・中宴会場・庭園、無料Wi-Fi、レストラン、共用ラウンジ。お部屋には薄型テレビが備わっています。
●部屋数／和室23室 ●宿泊定員／80名
●チェックイン／16時～ チェックアウト／10時
■宿泊料金：グルメプラン（1泊2食付）9,720円～
＊詳しくはお問い合わせください。
●駐車場／30台
■交通のご案内：壱岐対馬航路郷ノ浦港駅～バス壱岐交通郷ノ浦駅乗車（湯本）行き（約30分）国民宿舎前駅下車～徒歩（約3分）
■住所：〒811-5556 長崎県壱岐市勝本町立石西触101
TEL 0920(43)0124
FAX 0920(43)0125
WEB http://kijimasou.com/


眺望風呂


料理（一例）


客室（和室）

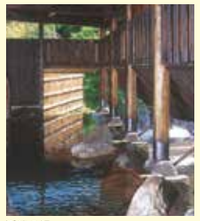
熊本県・黒川温泉

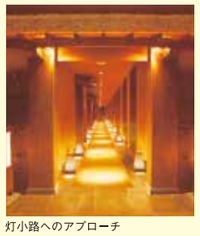
日常を離れ、四季折々の自然と温泉の寛ぎを味わう癒しの宿

湯峡の響き　優彩

筑後川の源流沿いに建つ和風旅館。四季折々に変化する大自然の中でどこにもないとびっきりの湯絵巻をお楽しみ下さい。


外観


渓流の湯


灯小路へのアプローチ


本館和室


「竹林の湯」大浴場

［お部屋］　和室が中心ですが和洋室、露天風呂付特別室の他、超人気の別館「灯小路」につづき、本館「灯小路」がオープンいたしました。
●チェックイン／15時　チェックアウト／10時
和30／洋2／和洋21／その他2
［お料理］　山の素材中心の和食の創作会席。
●食事処　夕・朝食／部屋または食事処
［その他特色］　黒川温泉の趣向をこらした露天風呂めぐり入湯手形が好評です。

■料金　1泊2食・サ・税込（大人1名）

	平日・休日	休前日
1室5名	16,950円	17,950円
1室4名	16,950円	17,950円
1室3名	16,950円	17,950円
1室2名	19,050円	20,050円

※小学生は大人料金 50%、
※［特］12/31～1/3
※1室利用人数2名～5名

■交通のご案内：　大分自動車道日田ICより50km
豊肥線　阿蘇駅よりバスで50分
■住所：〒869-2402
熊本県阿蘇郡南小国町満願寺北黒川6554
TEL　0967（44）0111
FAX　0967（44）0115
WEB　http://www.yusai.com/

いおワールド
かごしま水族館


イルカプール


「黒潮大水槽」ジンベエザメ


バックヤード見学


イルカ水路


南西諸島の海コーナー

九州最大級の水族館。鹿児島の海の生きものを中心に500種30,000点を展示。

「黒潮大水槽」ではは世界最大の魚「ジンベエザメ」を展示。飼育員が「黒潮大水槽」のバックヤードを解説付きで案内いたします。（要予約・無料）また、鹿児島湾につながる「イルカ水路」には、水族館のイルカが毎日出てきて、まぢかでパフォーマンスを見ることができます。

開館時間 通常 9:30～18:00
※時間外のご利用については事前にご相談ください。

いおワールド かごしま水族館　　いおワールド　検索
〒892-0814 鹿児島県鹿児島市本港新町3−1　TEL:099-226-2233 FAX:099-223-7692

前頁より

列車であれば運行時間、発着地等が予定していた列車にできるだけ近いものを手配するよう努力しますということです。

このような場合、現場の添乗員は、旅行業者、ランドオペレーター等に相談し、最終的に旅行業者の指示にしたがいます。なお、お客様と旅行会社間との約束事である旅行業約款では旅程管理の中でも特に契約内容の変更が生じた(生じる恐れがある)場合についての措置が書かれていますが、旅行業法に基づく国の命令である省令（旅行業法施行規則第32条）でも旅程管理のための措置を具体的に4つ挙げています。

【旅行業法施行規則第32条:旅程管理のための措置】

旅行業法第12条の10の国土交通省令で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 旅行に関する計画に定めるサービスの旅行者への確実な提供を確保するために旅行の開始前に必要な予約その他の措置。

(2) 旅行地において旅行に関する計画に定めるサービスの提供を受けるために必要な手続き実施その他の措置（本邦内の旅行であって、契約の締結の前に旅行者にこれらの措置を講じない旨を説明し、かつ、当該旅行に関する計画に定めるサービスの提供を受ける権利を表した書面を交付した場合を除く。）

(3) 旅行に関する計画に定めるサービスの内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配および当該サービスの提供を受けるために必要な手続の実施その他の措置（本邦内の旅行であって、契約の締結の前に旅行者にこれらの措置を講じない旨を説明し、かつ、当該旅行に関する計画に定めるサービスの提供を受ける権利を表示した書 面を交付した場合を除く。）

(4) 旅行に関する計画における2人以上の旅行者が同一の日程により行動することを要する区間における円滑な旅行の実施を確保するために必要な集合時刻、集合場所その他の事項に関する指示

旅行業法施行規則第32条を簡単に言うと以下のようになります。

(1)「旅行に必要なホテル、運送機関等の予約、手配の確認を旅行開始前にきちんとしておくこと」

(2)「ホテルや航空機のチェックイン手続き、レストラン等の予約の確認を行うこと」

(3)「きちんと手配して再確認しても、不可抗力等により旅行計画、内容を変更せざるをえないときは、代替サービスの手配をして、お客様がそのサービスを受けられるようにすること」
例） 予定していた列車が台風で運行中止になった場合、列車の代わりにバス等を手配する。

(4) 団体としてスムーズな旅行の実施を確保するために「集合時刻、集合場所その他の事項につき、適切な指示をすること」

3.禁止行為

旅行業務に関する取引の公正を図るため、旅行業法第13条第3項第1号、2号、4号では、添乗員に関わる禁止行為が定められています。（一部抜粋）

（第3項） 旅行業者等またはその代理人、使用人その他の従業員は、その取り扱う旅行業務に関連して次の掲げる行為を行ってはならない。

(1) 旅行者に対し、旅行地において施行されている法令に違反する行為を行うことをあっせん し、又はその行為を行うことに関し便宜を供与すること。
例） 旅行地で禁止されているブランド品のコピー商品について、販売の仲介、その他情報提供などをする。

(2) 旅行者に対し、旅行地において施行されている法令に違反するサービスの提供を受けることをあっせんし、またはその行為を行うことに関し便宜を供与すること。
例） 日本国内旅行で白ナンバーのバスを利用し、お客様を乗せる。

(4) 旅行者の保護に欠け、または旅行業の信用を失墜させるものとして国土交通省令で定める行為→（旅行業法施行規則第37の9）
(1) 運送サービス(もっぱら企画旅行の実施のために提供されるものに限る。)を提供する者に対し、輸送の安全の確保を不当に阻害する行為。（例:安全の確保が十分ではない場所を、旅行の乗降場所として選定する。スピードアップを強要する。）
(2) 旅行者に対し、旅行地において特定のサービスの提供を受けることまたは特定の物品を購入することを強要する行為。（例:日程にないお土産店へ強引に案内する、ある商品を無理に購入することをすすめる。）

4.旅行開始後の旅行契約の解除権

さて、添乗員に必要な「解除権」の知識については、約款の「旅行開始後の解除権」があります。

【第18条:当社の解除権 旅行開始後の解除（*一部抜粋）】

当社は、次に揚げる場合において、旅行開始後であっても、旅行者に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することがあります。

(1) 旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。

(2) 旅行者が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

(4) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与しえない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
例）(1)は旅行中、お客様が病気で入院、(4)は旅行途中で発生した地震(不可抗力)のため、予定していた列車、航空機、バス等の運送機関が運行されなくなり、目的地のホテル、レストランなどが使用不可能になり観光地も入場できなくなった…などが考えられます。(1)と(4)を理由に契約を解除した場合は、旅行契約は解除されてはいるものの、お客様の求めに応じて、新たな旅行契約として、お客様がこの旅行の出発地に戻るための帰路手配を承ります。

5.旅程保証

最後に「旅程保証」についてです。旅程保証とは「運送・宿泊機関等のオーバーフロー状況等が原因で、契約内容の重要な変更が生じた場合、変更補償金を支払う」というものですが、添乗員は免責事由に該当するもの（＝旅程保証の対象外）を理解しておく必要があります。

イ.天災地変、ロ.戦乱、ハ.暴動、ニ.官公署の命令、ホ.運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、ヘ.当初の運行計画によらない運送サービスの提供、ト.旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置

以上の原因で重要な変更があっても、旅程保証にはなりませんが、私が添乗中の現場で発生した変更が「旅程保証の対象になるかならないか」の判断をするときによく使うのが次の考え方です。

①発生した事例が重要な変更（別表第2 変更補償金（1）～（9））にあたるかどうかのチェック（重要な変更にあたらなければ、もうそれで旅程保証ではない）
②重要な変更にあたるときは、変更原因が上記イ～トの免責事由に該当するかしないかのチェック
③変更原因が免責事由に該当しなければ旅程保証の対象

上記の順番に考えると比較的理解しやすいものと思います。なお、旅行業者(または手配代行者)の故意または手配ミスなどが原因で契約内容の重要な変更が生じたときは、旅程保証ではなく損害賠償に関わる問題となります。

かつて旅行中に契約内容の変更が発生したツアーで、お客様より「今回の事は旅程保証ですよね」と聞かれ、驚いたときがありました。

「旅程保証の対象になるかならないか、対象ならばいくら払うか」については、添乗員は添乗中の現場では基本的に言及しません。添乗員の判断と旅行業者の判断が異なる場合があり得るからです。

この件に関しては、旅行業者からお客様に連絡するのが原則です。（旅行業者から現場の添乗員に「今回の件は旅程保証の対象である」旨を伝えるよう指示があった場合は別です。）

今回は添乗員に必要な法的知識として、やや硬い内容になりました。

添乗の現場では、お客様に対し「法的には…」、「約款上は…」という言い方は、高圧的、責任回避ととられてしまう可能性もあるので、極力避けたい伝え方ですが、必要な知識であることは論を待ちません。次回は現場でのお客様との対応、頂いたアンケートの考え方など、添乗のメンタルな部分について経験をまじえて触れたいと思います。

平成30年8月・9月 正会員退会者

● 平成30年8月分

登録番号	名称	代表者
山形県 3-260	㈱ファンファン	清水　昭則
茨城県 2-272	茨城トラベル㈱	鬼澤　　浩
千葉県 2-59	㈱みのる観光	地引　　正
千葉県 3-720	㈱ベネフィット	鈴木　勝也
千葉県 3-821	旅美人non	森　　和男
東京都 3-5260	リゾートアンドサファリ㈱	林田　政義
東京都 2-6673	㈱BIE	大島　嘉仁
長野県 3-401	㈲東日本旅行	白井　公雄
石川県 2-261	㈱オリエンタル	喜多　甚一
愛知県 2-982	㈱牧野商事	牧野　克則
大阪府 3-2685	リュウソークリエイト㈱	白田　哲也
兵庫県 2-461	はくろ観光バス㈱	髙徳　　正
徳島県 3-149	㈱神山温泉	後藤　正和

● 平成30年9月分

登録番号	名称	代表者
宮城県 3-59	㈱宮城観光センター	瀬川　良典
東京都 2-3217	東京都学校生活協同組合	土井　　彰
東京都 3-3488	㈱ハイムエージェンシー	春原　　弘
東京都 2-6658	make a dream ㈱	大神　啓輝
東京都 3-6695	日本リース㈱	松原　一正
東京都 3-7423	サイバーヘルスコンサルティング㈱	姚　　凌云
石川県 3-276	㈱LIFRADE	渡邉英里奈
愛知県 2-610	近畿旅行サービス	右高　　要
愛知県 2-983	㈲岡崎旅行センター	大本　　勇
京都府 3-699	（一社）ピッコロ	樋口　敏文
大阪府 3-2591	㈱ゼロ・プラスBHS	橋本　健生
大阪府 3-2717	㈱日本マックスケア	早栗　義文
広島県 2-396	四国へんろ観光	常石　慎介
沖縄県 3-282	沖縄キーストーントラベル	中田　和義

熊本県・天草市

世界遺産 崎津集落をはじめ
天草の観光ならお任せください

天草・パール観光タクシー

天草は世界遺産登録の崎津集落をはじめ、海、山、グルメなどなど見（味）どころ満載。天草観光タクシーでは、天草の魅力をたっぷり感じていただくために、優良ドライバーによる観光ガイド付きのツアープランも豊富にご用意しております。またお客様のご希望によるオリジナルプランも可能です。お気軽にお問い合わせください。

■料金：普通車／乗車人数4名様まで
（4時間コース）　13、980円
ジャンボタクシー／乗車人数5～9名様まで
（4時間コース）　20、570円
その他、タクシー乗務員による観光ガイド付きオスメ9つのモデルコースもご用意しています。

■住所：〒863-0013
熊本県天草市今釜新町3538
TEL　0969(23)2244
FAX　0969(23)2247
WEB　https://itp.ne.jp/info/4355169705000008999/


お客様のニーズに対応すべく多種多様な車をご用意

平成30年8月・9月 正会員入会者

● 平成30年8月分

登録日 入会日	登録番号	名称	代表者
H30.07.31 H30.08.02	北海道 2-749	㈱トラベル北海道	大畑　俊介
H30.08.03 H30.08.10	北海道 2-750	㈱コササル	佐藤　太紀
H30.08.06 H30.08.10	北海道 3-751	㈱知床グランドホテル	桑島　大介
H30.08.06 H30.08.17	北海道 2-752	㈱Process Shift	澤田　　功
H30.08.06 H30.08.10	北海道 2-753	㈱デスティネーション十勝	山井　　太
H30.07.24 H30.08.01	秋田県 2-148	秋田中央トランスポート㈱	渡邉綱一郎
H30.06.25 H30.08.01	山形県 1-2-1	㈱E旅	金田　史生
H30.07.30 H30.08.02	福島県 2-371	遠野観光㈲	西村　俊二
H30.07.24 H30.08.08	茨城県 2-653	㈱筑波旅行センター	飯島　吉矩
H30.08.01 H30.08.07	茨城県 3-654	（一社）アントラーズホームタウンDMO	錦織　孝一
H30.08.06 H30.08.22	栃木県 2-720	関東自動車㈱	手塚　基文
H30.08.09 H30.08.22	埼玉県 2-1230	㈱美杉観光バス	吉田　典弘
H30.08.02 H30.08.08	東京都 2-7620	（公財）東京YMCA	菅谷　　淳
H30.08.23 H30.08.24	東京都 3-7625	㈱アクアツアーズ	岡島　明子
H30.08.23 H30.08.29	東京都 3-7627	Click Holdings㈱	半沢龍之介
H30.08.23 H30.08.24	東京都 3-7629	㈱ワールディング	谷口　正俊
H30.08.30 H30.08.30	東京都 3-7634	ツーリンクスジャパン㈱	藤田　寛司
H28.12.26 H30.08.01	石川県 2-275	大和タクシーコールネット㈱	市村　祐二
H30.08.16 H30.08.27	岐阜県 3-344	神栄トラベル㈱	長尾　明憲

登録日 入会日	登録番号	名称	代表者
H24.09.07 H30.08.01	静岡県 3-601	（一社）熱海市観光協会	中島　幹雄
H30.07.30 H30.08.16	京都府 3-752	㈱あべらトラベル	阿部羅かおる
H30.08.02 H30.08.09	京都府 3-753	㈱宿力	佐伯　尚志
H30.08.17 H30.08.21	京都府 3-754	U㈱	宇佐美良太
H30.08.14 H30.08.20	大阪府 2-2957	㈱グローバルブラスト	山田　裕大
H30.08.06 H30.08.16	兵庫県 3-763	ヨミコウトラベル	松本　英明
H30.08.06 H30.08.09	兵庫県 2-764	㈱はくろタクシー	松本　州代
H29.12.21 H30.08.01	和歌山県 2-307	（一社）南紀ウエルネスツーリズム協議会	柏木　壽夫
H30.07.31 H30.08.07	広島県 3-434	ツーリストAll Right㈱	赤木　正登
H30.08.02 H30.08.08	山口県 地-135	はぎまえ698トリップ	宮崎　隆秀
H30.08.10 H30.08.17	山口県 3-136	（一社）宇部観光コンベンション協会	徳原　幹男
H30.08.01 H30.08.01	香川県 3-254	㈲浦島観光	山口　晃徳
H30.08.09 H30.08.17	福岡県 3-905	九州相良観光バス㈲	藤野　敦子
H30.08.07 H30.08.10	大分県 3-217	国見興産㈲	野田　　宏
H30.08.01 H30.08.07	沖縄県 3-408	琉球オーシャン・トラベル㈱	岸本　義光
H30.08.17 S46.01.29	茨城県 2-655※	関東ツーリスト	土子　　修
H30.08.10 H19.09.03	長野県 2-613※	㈲信州観光バス	久保　幸子
H30.08.17 H08.05.28	静岡県 3-665※	トラベルアイインターナショナル	石坂真由美

● 平成30年9月分

登録日 入会日	登録番号	名称	代表者
H30.08.30 H30.09.05	東京都 3-7630	㈱キャッセルコープ	岩村　礼子
H30.08.30 H30.09.03	東京都 3-7633	㈲タガミ	田上　善平
H30.08.30 H30.09.05	東京都 3-7635	プラチナキャビン㈱	上田　岳夫
H30.09.06 H30.09.06	東京都 2-7637	大江戸温泉物語ホテルズ&リゾーツ㈱	森田　満昌
H30.09.06 H30.09.13	東京都 2-7638	㈱フェアトラベルジャパン	高　　斗煥
H30.09.06 H30.09.06	東京都 2-7639	㈱縁トラベル	西村　勝紀
H30.09.06 H30.09.06	東京都 3-7640	㈱大和通信社	春原　　弘

登録日 入会日	登録番号	名称	代表者
H30.09.13 H30.09.14	東京都 3-7642	㈱東木旅行	陳　　浪涛
H30.09.20 H30.09.25	東京都 2-7644	㈱ジャパン・リリーフ	野村　俊司
H30.09.27 H30.09.28	東京都 3-7649	㈱ビュンビュンツアーズ	朴　　炳奎
H30.08.30 H30.09.11	岐阜県 地-345	（NPO）ORGAN	蒲　　勇介
H30.09.26 H30.09.28	佐賀県 3-82	（一社）小城市観光協会	村岡　安廣
H30.08.31 H30.09.10	沖縄県 3-411	沖縄銀嶺国際交流観光㈱	楊　　京華

登録番号の※印は当協会制度による「会員資格継続」を示す。「名称」の（NPO）は特定非営利活動法人、（公財）は公益財団法人、（一社）は一般社団法人の略称を示す。

ANTA・JATA会員様向けご案内



クレジットカード決済サービス

対面型全旅ペイメント



低い決済手数料※

国内発行カード VISA mastercard **1.30%**

銀聯カード **1.90%** 海外発行カード **2.80%**

※Visa / Mastercard® / 銀聯のみの取り扱いです。

振込手数料 月額利用料 無料

必要なのは初期費用(決済端末代67,000円)のみ
月額の利用料、振込の手数料は無料!

カンタンに導入・運用※

旅行業の登録があれば利用可能
光回線(LAN)、アナログ(電話)回線も接続対応!

※全旅ペイメント(メール送信型)をご利用中の会員様は
原則利用が可能。(別途申込は必要)

お問い合わせ
資料ご請求先

株式会社 全旅 本社 〒104-0061 東京都中央区銀座1-15-4 銀座一丁目ビル6F
TEL.03-5250-2033 (9:00~17:30 /土・日・祝 休み)

ＪＡＬ関連商材(ＪＡＬパック国内・海外等)が、

全旅クーポンで決済可能になります！

全旅クーポン決済によって・・・

★ ご精算が月１回の後払いになります ★

全旅クーポンのご請求書に計上されます。
毎月20日発券締め/翌20日支払のサイトでの一括払いとなり、
都度お振込をされる手間が軽減されます。

全旅クーポン決済可能商材	◆ＪＡＬ国内個札航空券　◆ＪＡＬパック国内商品 ◆ＪＡＬパック海外商品　◆ＪＡＬ国内団体（及び付随する諸手配） ※全旅クーポン決済ができない商材 ANA国内個札航空券・ANA国内団体（及び付随する諸手配） 海外航空券・ユニット・地上手配		
販売手数料	ＪＡＬパック国内 8％	ＪＡＬパック海外(JA) 8％	ＪＡＬパック海外(JZ) 6％

この機会に

全旅クーポン会へのご入会を！

★ 全旅クーポンは、全国約12,000軒の施設にてご利用可能！
★ 各有名旅館・ホテル等宿泊施設、東京ディズニーリゾート・東京タワー・東京スカイツリー・あべのハルカス展望台・ハウステンボス等観光施設、ニッポンレンタカー・はとバス・東海汽船等運輸施設、約50のホールセラー・ランドオペレーター等へ発券可能！
★ どの施設でご利用されても(株)全旅への支払い一回でＯＫ！
★ 施設毎への支払い手続きが不要だから、事務処理負担の軽減・振込手数料の削減が可能！
★ 連帯保証人は代表者様１名でOK！
★ 費用：入会金5万円・保証金20万円～・月次発券限度額200万円～（保証金の10倍）
※ ご入会には審査がございます。

【ＪＡＬ関連商材についてのお問合せは】
株式会社 全旅 手配センター　TEL 0120-946-482

【全旅クーポン会ご入会についてのお問合せは】
株式会社 全旅 クーポン事業部　TEL 03-5250-2088

機内、車内ですぐに役立つ

ギブァウエイ

軽い!

安い!



E-15
200足／CTN（白）

★見本品請求歓迎!★



いつでも清潔【ビニール袋入り】

特殊スリッパ専門メーカー
スループインターナショナルサービス株式会社
〒190-0022 東京都立川市錦町6-28-33
TEL042-524-1227 FAX042-524-1622

購入申し込み フリーダイヤル
スリッパを はくよ
0120-380-894
http://www.throne.co.jp
E-mail:tis@throne.co.jp

当選者5名様 にクオカードが当たる!

パズルでひと息

タテのカギ

①賢い人間。
②They are two different things.
—それとこれとは○○○○だ。
③江戸川の渡し舟。
④○○こそ物の上手なれ。
⑤a centrifugal separator.
—○○○○○○○機。
⑧時間いっぱい、○○○を入れる高見盛関。
⑨橋は架けるもの○○はかくもの。
⑪遠謀○○○○をめぐらす。
⑭インターネット専業銀行、○○バンク。
⑮「○○と雪の女王」—ディズニー映画。

ヨコのカギ

①赤穂義士のひとり○○○○○○○。本姓は中山、名は武庸。
⑥接ぐほうは接ぎ穂、接がれるほうは台木。
⑦古代、九州の辺要の地の守備にあてられた兵士。
⑨「この○○渡るべからず」—一休さんのとんち話。
⑩○○○○○○○とも呼ばれたショパン。
⑫日本の元号に、もっとも多く使われている漢字の読みです。
⑬「101匹○○ちゃん」。
⑭和食、中華、フレンチ、○○○○○、エスニック。
⑯文房具。

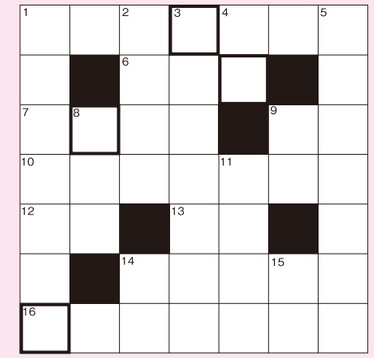


プレゼント

ハガキに答えと会社住所・社名・氏名・所属支部・旅行業登録番号・本誌の感想を書いて、お送り下さい。〒107-0052 東京都港区赤坂4-2-19 赤坂シャスタイーストビル3F 全国旅行業協会「パズル」係 正解者の中から抽選で5名の方にクオカード千円分を差し上げます。締め切りは、12月25日。商品の発送をもって発表にかえさせていただきます。なお、正解は次号に掲載します。

黒太枠に入る字の順序を考え、答えを見つけてください。

【ヒント】 たらふく食べた〜い!





9・10月号のパズルの答え

シンブン

コ	ウ	ガ	ブ	ン	メ	イ
ン	■	マ	ツ	■	シ	ン
ビ	ア	■	ギ	シ	■	テ
ニ	シ	キ	ヨ	カ	ザ	ル
エ	モ	ン	カ	ケ	■	サ
ン	■	キ	モ	■	マ	ツ
ス	ム	ー	ス	ニ	ツ	ト

全旅協の動き

10月1日〜11月30日

10月10日（火） 明日の観光を考える会（東京）
10月15日（月） 第436回三役会
10月16日（火） 第56回苦情弁済委員会
第3回VW特別委員会（東京）
10月17日（水） 平成30年度旅行業務取扱管理者定期研修（東京）
10月24日（水） 苦情対応セミナー（東京）
10月26日（金） 日中韓観光大臣会合・業界フォーラム（中国・蘇州）
〜28日（日）
10月29日（月） 第41回総務財務委員会
11月2日（土） 第14回国内観光活性化フォーラムinふくしま本部・地元合同実行委員会（福島）
11月5日（木） 平成30年度旅行業務取扱管理者定期研修（北海道）
11月9日（火） 第20回中部の観光を考える百人委員会（愛知）
11月13日（水） 監査法人監査
11月14日（木） 第21回常任理事会
11月15日（月） 第184回理事会（東京）
11月20日（火） （公社）日本観光振興協会 第4回企画委員会（東京）
11月28日（火） 平成30年度旅行業務取扱管理者定期研修（福岡）
苦情対応勉強会（栃木）
11月29日（木） 平成30年度旅行業務取扱管理者定期研修（石川）
第102回試験研修委員会
苦情対応セミナー（大阪）

（ ）内は開催地。無記載は全旅協本部事務局

渡航情報（スポット情報）

問い合わせ先

◆外務省領事局 領事サービスセンター（海外安全担当）
TEL：03-5501-8162（直通） TEL：03-3580-3311（代表）（内線 2902・2903）
平日 9：00〜12：30／13：30〜17：00 土日祝日は休み

◆インターネット／外務省海外安全ホームページ http://www.anzen.mofa.go.jp/

ANTA
vol.243
2018 11-12 NOVEMBER/DECEMBER
平成30年11月1日発行（奇数月1日発行）昭和45年1月19日 第3種郵便物認可　定価350円／定期購読料（12回分）3,850円（送料・消費税含む）
本会会員の購読料は本会会費に含まれております。発行所／一般社団法人 全国旅行業協会　東京都港区赤坂4-2-19 赤坂ジャスタイーストビル3階
〒107-0052　TEL 03-6277-8310（代）　FAX 03-6277-8331　ホームページアドレス　http://www.anta.or.jp

全旅協〈旅行災害補償制度〉で

安心をシッカリとかたちにしています。



幹 事 会 社／損害保険ジャパン日本興亜株式会社
◎
副幹事会社／三井住友海上火災保険株式会社
◎
A I G 損 害 保 険 株 式 会 社
◎
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社
◎
「全旅協旅行災害補償制度」のお問い合わせは、下記までお願い致します。

損害保険ジャパン日本興亜株式会社
企業営業第八部第四課
〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10
TEL.03(3231)2201